

ばっきゃ



表紙写真 日本三大囃子 花輪ばやし

花輪ばやしは、土地の守り神「産土神（うぶすな）さん」として古くから地域の信仰を集める、幸（さきわい）稲荷神社の祭礼において奉納される祭礼ばやしです。

櫓や桂材を贅沢なまでに使い、金箔と漆で仕上げられた豪華絢爛な10町内の屋台が運行し、躍動的でリズムカルな囃子で町内を練り歩きます。

8月19日・20日と屋台が集結する「駅前行事」、川面に映る稲村橋での「朝詰」、祭りの最後を締めくくる赤鳥居への「赤鳥居詰」が大きな見せ場です。

特に20日未明、暁闇をついて行われる朝詰は花輪ばやし最大の見所です。榊形と呼ばれる神輿の控え所に詰める様は、まさに豪華絢爛。途中、他町内を通過する際、両町の代表による「町境（ちょうざかい）の挨拶」がおこなわれますが、これも一見の価値があります。

2015年に「花輪祭の屋台行事」として、国重要無形文化財に指定され、2016年12月に全国の33件の「山・鉦・屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化遺産に登録されています。

写真提供・文：花輪ばやし祭典委員会
（紹介者：八重樫學理事）

目 次

巻頭言

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長 山岡 緑三郎	1
---------------------------	---

お祝いの言葉

秋 田 県 知 事	佐竹 敬久	3
秋 田 市 長	穂積 志	4
公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長	石井 邦夫	5

謹賀新年

会 員 一 同	6
---------	---

行政だより

行政機関等からのお知らせ	9
--------------	---

協会だより

【全産連等関係】

公益社団法人全国産業廃棄物連合会第6回定時総会	13
第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会	14
産業廃棄物処理業許可申請講習会等	15

【県協会関係】

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第5回通常総会	17
理事会 委員会	19
秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会	21
会員研修会	22
優良事業所視察研修	23
親睦ゴルフ大会	24
不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）	25
支部長あいさつ 2017年の抱負	30
第16回あきたエコ&リサイクルフェスティバル	33

【青年部会関係】

青年部会長あいさつ 2017年の抱負	36
青年部会第5回通常総会	37
運営委員会	37
研修会 交流会	39
環境学習会	43
全国産業廃棄物連合会青年部協議会	46
青年部会からのお知らせ	48

協会からのお知らせ

協会への入会のおすすめ	49
新規入会会員と会員数について	50
協会ホームページについて	51
バイオハザードマークの購入について	52
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入について	53
環境省パンフレットから	55
編集後記	68



ごあいさつ

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、新しい年を迎えられ心よりお慶び申し上げます。

昨年2016年は、日本各地で、大雪、豪雨、竜巻などの異常気象や地震などの自然災害が発生しました。中でも、4月に発生した熊本地震は、5年前の東日本大震災が頭をよぎり、改めて、大規模地震の破壊力の大きさと、それによる災害廃棄物発生量の多さを実感いたしましたし、8月下旬に日本各地を襲った台風は、北海道、岩手県で大きな被害を及ぼし、身近に起きうることを思い知らされました。

いずれも心が痛むことではありましたが、そのような中であって、東日本大震災の際に隣県の災害廃棄物を当協会が主体となって本県へ受入した事例がモデルケースとなり、昨年6月の四国ブロック青年部協議会総会で、高島青年部会長が「東日本大震災災害廃棄物広域処理支援活動から学ぶ」と題して講演を行ったことを、大変に誇らしく思っております。

今年の秋田県の人口は5月に100万人を切るといわれており、近年、東京圏への人口集中が進む中で、地方創成の観点から地方への新しい人の流れをつくることが重要な課題となっております。そうした流れの一つとして「高齢者の地方移住」が期待されると、日本版C R C 構想有識者会議の中で協議されております。移住した高齢者が地方で積極的に就労や社会活動に参画することにより、地方の活性化にも資することを目指しているといわれており、秋田県、秋田市をはじめ行政機関はその取組を始めており、期待しているところであります。

さて、今年の当協会事業を振り返りますと、ちょうど1年前の1月、愛知県で廃棄食品の不正転売事件が発覚し、他県で起きた事件とはいえ、イメージダウンにつながるのではないかと心配いたしました。当協会会員をはじめとする本県の処理業者においては、問題なく食品廃棄物が処理されていることが、秋田県や秋田市の調査で確認され、一安心いたしました。この事件を受け、当協会では、急遽、県環境整備課川村之聡課長に講師をお願いし、本事案をテーマとした研修会を開催するとともに、適正処理の訓示規律を定めた

「倫理綱領」を全会員に配布し、引き続き、適正処理の推進を図っているところであります。

新年の会員研修では、ワタナベ整骨院の渡部真吉院長から健康体操について実演と講義をいただき、労働災害防止の観点からも、日頃の健康管理が必要であることを実感いたしました。また、秋田県生活環境部男女共同参画課の石川聡課長からは、「女性活躍推進法」に関して、男性も女性もイキイキと働く職場づくりについて講義をいただきました。先般、田沢湖芸術村わらび劇場でミュージカル「ハルらんらん♪」を観劇する機会を得ましたが、まさに人口減少社会を迎える中、これからは「女性の活躍」がキーワードになるものと思っております。

不法投棄未然防止啓発活動（クリーンアップ活動）には、多くの会員の方々が各地区の活動に参加をいただき、全県24か所で、不法投棄物撤去と不法投棄防止啓発活動を行いました。以前に比べ不法投棄件数は少なくなっておりますが、根絶までとは至っていない状況にあり、地域における社会貢献活動の一環として、継続していかなければならないと感じております。

優良視察研修は、神奈川県横浜市の（株）光洲産業光洲エコファクトリーYOKOHAMABAYを17名で視察研修し、最先端のリサイクル施設等を見学するとともに、会社が独自に設置している安全体感室において、回転体接触や感電など約20種類の安全体感装置により、労働災害を模擬体感させていただきました。産業廃棄物業の労働災害件数は他の業界に比べ発生率が高い業種と言われており、当協会においても「労働災害防止計画」を策定し、死亡事故ゼロ、死傷事故20%以上減少を目標として、平成29年度から取組を進めていくこととしております。

これら事業を始めとする協会事業に会員企業から多くの参加とご協力をいただき、この場をお借りし感謝申し上げます。

今年は廃棄物処理法の大幅改正も控えておりますが、これから益々、産業廃棄物の適正処理、ごみの減量化、リサイクルが求められ、秋田県産業廃棄物協会としても、産業廃棄物の処理を担う団体として、常に、県民の理解と信頼を受け続ける必要があります。

そのためにも、これからも会員の皆様と共に、秋田県における産業廃棄物の適正処理と循環型社会の構築をリードし、技術の研鑽並びに、県民からの信頼を図っていきたくと考えておりますので、今後とも、ご協力とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

最後になりますが、この一年が“飛ぶ鳥を落とすような勢いのある”素晴らしい年になりますようにお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

秋田県知事 佐竹 敬久

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、「日本女性会議2016秋田」や「日本スポーツマスターズ2016秋田大会」等が県内において開催され、クルーズ船も多く寄港するなど、大勢のお客様をお迎えすることができました。

政治経済に目を向けますと、選挙権年齢が引き下げられて以降初の国政選挙となる参議院議員選挙が実施されたほか、政府からは、持続的な経済成長と一億総活躍社会の実現に向けた政策が打ち出されました。また、イギリスのEU離脱やトランプ氏の米国次期大統領への選出など、世界に大きな衝撃を与える出来事があった年でもありました。我が国の社会経済に今後どのように影響してくるのか懸念されております。

こうした中、人口減少の抑制と秋田の創生を目指して策定した「あきた未来総合戦略」の取組により、輸送機産業において中核となる企業の誘致や、米依存からの脱却に向けた取組の進展、国内外からの交流人口の拡大、移住者数の大幅な増加など、一定の成果が現れてきております。本年も、本県が目指すべき将来の姿として掲げた「高質な田舎」を基本としながらも、人口減少対策が県政の最重要課題であるとの認識のもと、その克服に向けて、新たな視点も加えた、若者の県内定着を図るための対策等を集中的に展開してまいりたいと考えております。

特に、高卒者・大卒者等の県内就職に向けた取組強化や秋田に住みたい、暮らしたい方々の移住・定住を促進するとともに、若い女性の県内定着を図るため、ICTやデザイン分野などのソフト産業の誘致・振興を一層進めてまいります。また、少子化対策として、拡充した保育料・医療費助成制度や、新たな多子世帯向け奨学金制度など、全国トップクラスの子育て支援策の利用を促進するほか、子育て支援や移住・定住、若者の県内定着の促進等に一体的に取り組むための組織体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

さらには、複合型生産活動への転換による攻めの農林水産業や、輸送機、新エネルギー産業など、雇用を生み出す成長産業の振興を図るとともに、交流を創出する奥羽・羽越新幹線の整備に向けた取組や、県内全線開通を見据えた日本海沿岸東北自動車道・東北中央自動車道・新たな幹線道路網などの交通体系を整備するほか、市町村等との連携によるきめ細かな医療福祉政策や「健康寿命日本一」に向けた新たな取組の展開、未来の秋田を担う人材の育成などに力を注いでまいります。

結びに、新しい年が皆様にとって希望に満ちあふれた飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

秋田市長 穂積 志

明けましておめでとうございます。

秋田県産業廃棄物協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから市政の推進に特段のご理解とご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

今年 2017 年の干支は酉です。酉は「とりこむ」という意味から、商売繁盛につながるとされており、行動力があり、積極的、また、親切で世話好きであるという意味もあるそうです。様々なことに積極的に取り組んで、新たな知識や経験などを「取り込む」一年にしたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、まず、「市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人にやさしい庁舎」など5つのコンセプトを掲げた市役所新庁舎が完成し、5月6日に全面開庁いたしました。これまでは10か所に分散していた部局を集約し、ワンストップ型総合窓口を設けるとともに、中央市民サービスセンター「センターズ」も併設し、より多くの市民に親しまれる庁舎が誕生したものと考えております。

また、県内の伝統芸能や食文化、プロスポーツなどが本市中心市街地に集結した6月の「これが秋田だ！食と芸能大祭典 2016」、9月の「日本スポーツマスターズ 2016 秋田大会」、10月の「日本女性会議 2016 秋田」など大型イベントや会議が目白押しの年でした。

そして、12月には、「土崎神明社祭の曳山行事」のユネスコ無形文化遺産登録という嬉しいニュースも飛び込んでまいりました。秋田の歴史の中で生まれ、引き継がれてきた伝統行事が、人類共通の貴重な文化遺産として評価されたものであり、多くの市民が本市の歴史と文化を見つめ直し、郷土への誇りと愛着を高める契機になると捉えております。

今後は、各地の山・鉾・屋台行事との連携を深めながら、無形文化遺産としての知名度を活かし、本市の歴史や文化の魅力を全国、そして世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

一方、環境関係では、適切に管理されていない家屋や敷地、いわゆる「ごみ屋敷」が、衛生面や防災面など住民の生活環境に悪影響を及ぼし、全国的な問題となっていることを踏まえ、問題が生じた場合に速やかに対応できるよう昨年条例を設定し、4月から施行することとしております。

また、水銀に関する水俣条約の締結や国内法の整備に基づき、家庭から排出される体温計などの「水銀含有ごみ」を昨年12月から定期回収し、適正処理の体制を整えたところであります。

「人にも地球にもやさしいあきた」、そして環境立市の実現を目指し、今後もより良い生活環境の保全に努めてまいりますので、引き続き、皆様からのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様の更なるご活躍を祈念し、新年にあたっての挨拶といたします。



平成 29 年年頭所感

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫

明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、ちょうど1年ほど前に、愛知県の産業廃棄物処理業者による廃棄食品の不正転売事件が発覚し、本業界にとっての平成28年は、大変厳しい状況の中でのスタートとなりました。

当連合会は、この事件を産業廃棄物処理業への信頼を失墜させかねない極めて深刻な問題であると受け止めました。このため国、愛知県産業廃棄物協会をはじめ全国の都道府県協会と連携し、再発防止のための啓発活動や、排出事業者向けの「実地確認チェックリスト」の策定等に取り組みました

「実地確認チェックリスト」は、廃棄食品の飼料化と肥料化を委託している排出事業者が、委託先の産業廃棄物処理業者の施設を訪問し、コミュニケーションを行いながら、その処理の状況を確認する際に活用していただくためのもので、昨年10月に完成しました。このような事件が再び繰り返されないよう、引き続き業界を挙げて再発防止に取り組んで参る所存でございます。

また、昨年は、廃棄物処理法の5年ごとの点検・見直しの時期に当たる重要な年でありました。当連合会は、産業廃棄物処理業の振興と規制の合理化の観点で、平成27年度の約1年間をかけて同法とその運用等について議論を重ね、この成果を意見書の形に取りまとめ、昨年3月末に環境省へ提出しました。その後、中央環境審議会に設置された廃棄物処理制度専門委員会に委員を派遣するなど、業界要望の実現に向けて関係方面へ強く働きかけているところです。

この廃棄物処理法の見直しと並行する形で、本業界の振興策を検討するためのタスクフォースを前年度に引き続き設置し、振興法等の立法化を目指して議論を進めています。具体的には、業界振興のための法案大綱といったものを検討しており、本年の秋頃までにはある程度の姿を示したいと考えています。

さらに、人材育成も大きな課題です。本業界は中小零細企業が多いことから、自社独自の取り組みにはおのずと限界があり、人材育成が社内で行われているとは言えないという問題を抱えています。当連合会は、昨年度に続き今年度も産業廃棄物処理業における人材育成方策調査検討業務を環境省より受託し、従業員の能力開発等の人材育成方策、さらには資格制度の創設等について検討しております。

このほか、労働安全衛生の向上や2030年度低炭素目標の検討など、「環境を守り、産業を支える」資源循環の産業として様々な課題に取り組み、本業界が国民の皆様の一層のご理解と信頼を得ることができるよう、なお一層努めて参る所存でございます。皆様のご指導・ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

最後になりますが、この1年が皆様にとりまして、すばらしい年でありますようお願い致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会
会 員 一 同
(189社 平成28年12月現在)

○ 鹿角市

(株)コステー鹿角
(株)米村組
(株)田口産業
(株)柳沢建設
日東物産

(有)かづのクリーンサービス
(有)ホクセイ
八重樫建設(株)
鹿角衛生協業組合
(有)セイキ

北上石灰(株)
丸佐運送(資)
鹿角アスコン協同組合
(有)ツカサ
(有)ツツキ商会

○ 小坂町

小坂通運(株)
グリーンフィル小坂(株)

小坂製錬(株)小坂製錬所
エコシステム小坂(株)

(株)現代

○ 大館市

(株)タイセイ
(株)大森土木
茨城クリーン(有)大館支店
東北ビル管財(株)
(有)佐々木商店
(資)近江商店
(株)エコリサイクル

エコシステム秋田(株)
DOWA 通運(株)秋田支社大館営業所
大館広域清掃(株)
エコシステムジャパン(株)秋田営業所
松橋商店
(有)タキグチ
北秋容器(株)

エコシステム花岡(株)
佐藤建設(株)
花岡土建(株)
(有)山田工業
(有)吉田興業
(株)エコリサイクル KATAOKA

○ 北秋田市

(有)丸栄建設
朝日建設(株)
(株)芳賀工務店

(株)合川環境
(有)ビルド・ミヤノ

(株)佐藤庫組
(株)タクト

○ 能代市

(株)能代清掃センター
能代運輸(株)
中田建設(株)
(株)今野興業

(株)ダイニチ
(株)能代資源
畑クリーンサービス(株)

(有)宮腰商事
米代トラック(株)
秋田エコラッシュ(株)

○ 三種町

三種開発(有)

成田建設(株)

田中建設(株)

お祝いの言葉

○ 秋田市

(企)秋田北部清掃興業

(株)田村建設

(株)山二

(株)北日本ウェスターン商事

(有)池孝建設

(株)秋田鉄機

(株)協和商事

エス・ユー開発(株)

中央商建(有)

(株)三勇建設

メタル化工センター

(株)鈴兼工務店

(株)東環

(株)伊太土木

(有)清水産業

工藤建設(株)

(株)秋田エスエス商運

秋田協同清掃(株)

(有)M・R・S・c.o.

山岡工業(株)

(有)秋田環境保全

(株)阪東商店

(株)東総

(有)加藤四郎商店

(株)加賀屋組

(株)英明工務店

(株)河辺清掃社

カイテン(株)

(株)東北ビルリソ・システムズ

(株)東北エコシステムズ

(株)アーバック

(株)セイフコ秋田支店

(株)ハンエイ

(株)ミライト

(株)東産商

(有)高島興業

豊興産(株)

(有)太平

(有)奥野商店

大洋ビル管理(株)

山元建設(株)

(株)浜田建設

オークス(株)

嶋田建材

(株)青南商事秋田支店

東北興産(株)秋田営業所

日本通運(株)秋田支店

(株)ストーン

(株)工藤興業

(株)石黒建設工業

【賛助会員】

東日本コンクリート建機(株)秋田営業所

(株)秋田県分析化学センター

(株)ブラウブリッツ秋田

○ 男鹿市

男鹿清掃興業(株)

(有)原田興業

(株)清水組

高橋産業(有)

(株)男鹿テクノ

(有)小野建材

○ 潟上市

ユナイテッド計画(株)

(有)コレクト

秋田瀝青建設(株)

藤原工業(株)

(有)日製産業

(有)佐藤産業

○ 井川町

(株)大道工業

門間工業(有)

○ 大潟村

鹿島道路(株)大潟合材製造所

○ 由利本荘市

(株)昭和興業

(有)鈴木土建

(有)本荘クリーンセンター

(株)さいせい

(有)大沢建設本荘由利産廃処理センター

(株)サトウ重機

(有)ダスト・クリーン

(株)大滝

(有)本荘浜砂利店

○ にかほ市

佐藤化学工業(株)

三衛クリーンサービス(株)

(株)三共サービス

(株)アースクリーン秋田

○ 大仙市

(株)サイテクト

(株)小笠原組

高吉建設(株)

(有)丸橋産業

加藤産業(株)

(株)秋田県南重機

高三建設(株)

(有)太陽環境保全

(資)大成

(有)仙北建設

(有)大清重機

(有)久栄社

武藤清掃

(株)木村土木

(有)広大産業

○ 美郷町

(株)マルコ産業

(有)齊景産業

はりま建設(株)

(株)企業さきがけ

○ 仙北市

(有)千秋恒産

(有)鈴建興業

万六建設(株)

(株)畠山建設工業

○ 横手市

(株)羽後環境

(株)ミタケ

(株)大屋産業

(有)西部環境保全

(株)山本産業

(有)川津商事

(有)横手清掃興業

(株)吉田建設

(有)横手クリーンセンター

ヨコウン(株)

(有)横手環境管理サービス

(株)アドバンス環境

(株)宮川工業

五十嵐建設(株)

(株)高善

(有)平鹿清掃興業

渡部工業(有)

(資)大森産業

○ 湯沢市

(株)松田

(有)フジヤマクリーン

(株)ささき

京葉アドバンス物流(株)

(株)湯沢クリーンセンター

(株)出羽運輸

○ 羽後町

(有)クリーンカンパニー

行政機関等からのお知らせ

平成28年に、行政機関等から周知依頼等あったものから、主なものを掲載します。

<秋田県生活環境部から>

【産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について】

(平成28年1月21日付け環備-574 県生活環境部長通知(抜粋))

今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで転売されていた事実等が判明したことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)及び関係法令に基づき、廃棄物を適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならない産業廃棄物処理業者の社会的信用を失墜させるだけでなく、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態です。

つきましては、今般の事案を踏まえ、改めて貴会員に法令遵守及び産業廃棄物の適正処理の確保を呼びかけてくださるようお願いいたします。

(2016.01.25 協会ホームページに掲載)

【廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について】

(平成28年2月9日付け環備-614 県生活環境部長通知(抜粋))

ジカウイルス感染症の感染が県内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成24年5月)に基づき、運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

(2016.02.10 協会ホームページ掲載)

【第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画について】

(平成28年5月20日付け環備-151 県生活環境部長送付(抜粋))

このことについて、平成28年度から平成32年度の5か年を計画期間とする本県の循環型社会の形成、廃棄物の減量化その他その適正は処理に関する計画を策定しましたのでお知らせします。

なお、本計画は秋田県公式ウェブサイト「美の国秋田ネット」に公開しています。

(2016.04.27 協会ホームページ掲載)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について】

(平成 28 年 5 月 20 日付け環備-151 県生活環境部長通知 (抜粋))

このことについて、平成 28 年 5 月 16 日付け事務連絡で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課から別添のとおり情報提供がありました。

つきましては、土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。)に伴い生ずる廃棄物の適正処理について、貴協会の会員に周知くださるようお願いいたします。

(2016.05.23 協会ホームページ掲載)

【アスベスト飛散防止対策の徹底について】

(平成 28 年 6 月 2 日付け環管-397 県生活環境部長通知 (抜粋))

県では、これまでもアスベストの適正処理推進に努めているところではありますが、今般、環境省水・大気環境局大気環境会長より別添写しのとおり、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の徹底等について通知がありました。

ついては、別紙の「アスベスト飛散防止対策の徹底について」を貴協会会員に周知していただくとともに、対策の確実な実施をお願いします。

(2016.06.08 協会ホームページ掲載)

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定について】

(平成 28 年 12 月 8 日付け男 女-459 県生活環境部長依頼 (抜粋))

人口減少にあっても、地域の活力を維持、向上させるためには、とりわけ女性が個性と能力を十分に発揮できる環境の整備が不可欠となっております。

こうした中、今年 4 月に、女性活躍推進法が全面施行となり、労働者数 301 人以上の事業主に対して、女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定が義務づけられ、300 人以下の事業主に対しては、努力義務とされました。

県では、一般事業主行動計画の策定は、企業における女性の活躍を促進するための重要な取組と考えており、この度、貴協会の理事会で御了承をいただき、会員の皆様へ関係書類を配布させていただくことになりました。

つきましては、同封の書類を御覧いただき、是非、行動計画の策定を検討してくださるようお願い申し上げます。

なお、行動計画の策定にあたっては、無料でコンサルタントの派遣を行っておりますので、行動計画策定に関するお問い合わせやコンサルタントの派遣を希望される方は、担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

(2016.12.08 会員あて郵送)

(その他の留意事項等 (環境整備課から))

【PCB 特措法の改正と PCB 処理計画の見直しについて】

ポリ塩化ビフェニル (以下、PCB) 廃棄物については、期限内の処理完了に向け全国で処理が進められているところですが、平成 28 年 5 月 2 日に「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が一部改正されました。これに伴い「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が変更され、処分業者、都道府県市、国、保管事業者及び収集運搬業者等の取組内容の明確化がされるなど、PCB 廃棄物が早期に適切且つ確実な処理の実施に向け具体的な内容が示されたところ です。

秋田県では、これまで把握できていない PCB 廃棄物及び使用製品の保有状況等について掘り起こし調査を実施するなど、計画的な処理の実施に向けた取り組みを推進しています。

【廃棄物処理法等の改正について】

平成 28 年 6 月 20 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成 28 年 9 月 15 日より、最終処分場放流水等に係るトリクロロエチレン基準等が強化されました。

また、「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成 28 年 4 月 1 日より新たに廃水銀等が特別管理産業廃棄物として指定されたほか、平成 29 年 10 月 1 日には廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準が追加される予定となっております。県では、水銀廃棄物の適切な処理の推進に向け、引き続き情報の提供に努めてまいります。

【電子マニフェストの普及促進について】

電子マニフェストについては全国での電子化率が平成 27 年度末に 42.5%となる一方、秋田県での利用状況は全国でも下位となっています。

県では、導入説明会や操作体験説明会を開催するなど、電子マニフェストの一層の普及促進を目指した取り組みを今後も実施していくこととしています。

また、平成 28 年度には県自らも電子マニフェストを使用できる環境を整備し、率先的な利用を進めているところです。

電子マニフェストについては、情報管理の合理化のほか、法令遵守や透明性の確保が図られ、適正処理の推進につながることから、協会員のみならずにおかれましても、積極的な利用をお願いいたします。

【秋田県環境保全センターについて】

環境保全センターにおいて現在供用中である D 区処分場 I 期区画については、平成 31 年度末での埋立終了が見込まれているところであり、今後、平成 32 年度の供用開始を目指した次期区

面の造成工事に着手することとしています。

協会員のみなさまには、引き続き、環境保全センターの適正な利用をお願いいたします。

<東北運輸局秋田運輸支局から>

【「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について】

(平成 28 年 4 月 19 日付け秋運整第 25 号の 8 支局長依頼 (抜粋))

我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善を求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準に適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もおり、検査が不適切であるとして、自動車検査官が逮捕されるに至った事例も発生しております。

このような状況を鑑み、平成 28 年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取組むこととしております。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、本運動に係るポスターを掲出していただくことにより、広く一般に周知して頂きますようお願い申し上げます。

(2016. 4. 27 協会ホームページ掲載)

<総務省東北総合通信局から>

【電波利用環境保護に関する周知・啓発用ポスター等の送付について】

(平成 28 年 7 月 14 日付け東通環第 159 号 局長依頼 (抜粋))

近年における電波利用は、消防・救急、鉄道・航空、警察無線等、国民の生命・財産の保全に直結する通信手段のみならず、テレビや携帯電話に代表されるように生活に欠かせない重要なものとなっています。

しかしながら、無線局免許が必要にも関わらず、免許を有しないで開設・運用する不法無線局による無線通信や携帯電話などに対する混信・妨害申告が多く寄せられております。

特に、産業廃棄物処理場及び周辺の主要幹線道路においては、不法アマチュア無線、不法市民ラジオ等の不法無線局を搭載した関係車両や、近傍の道路の交通整理を行う際に外国規格無線機器が原因となって重要な無線局に対する混信その他の妨害事例が多く発生しております。

つきましては、産業廃棄物処理場等での不法無線局の開設・運用防止の一環として、周知・啓発用ポスターを送付いたしますので、恐れ入りますが、ポスターを貴協会事務執務室へ掲示及び後日、送付予定しておりますリーフレットを貴協会の会員様へ配付していただけますよう、お願い申し上げます。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会第6回定時総会

公益社団法人全国産業廃棄物連合会第6回定時総会が下記の通り開催され、当協会から村上副会長をはじめ6名が出席いたしました。

議事終了後の表彰式において、当協会からは地方功労者表彰者2名、優良事業所1社、優良従事者3名が受賞されました。

- 1 開催日時 平成28年6月17日（金）
- 2 場 所 明治記念館（東京都港区元赤坂）

【議事】

第1号議案 平成27年度事業報告並びに
平成27年度決算承認の件
平成27年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

以上2議案については、原案どおり承認されました。

報告事項

- 1 平成28年度事業計画に関する件
- 2 平成28年度収支予算に関する件

【表彰式】

秋田県産業廃棄物協会受賞者

地方功労者表彰

株式会社能代清掃センター
代表取締役 大塚 勝栄 様
ユナイテッド計画株式会社
取締役社長 平野 久貴 様

優良事業所表彰

高三建設株式会社 様

優良従事者表彰

山岡工業株式会社 川和田保宏 様
株式会社松田 高橋 重雄 様
エコシステムジャパン株式会社
日景 正行 様



表彰式に出席された

平野久貴様、松田悦子様、日影正行様、高橋篤美様

第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会 山岡会長 環境大臣表彰受賞

廃棄物関連3団体（(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団）の主催による「第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が岡山市で開催され、当協会からは、山岡会長と高島青年部会長が出席いたしました。

環境大臣表彰式では、本協会の山岡会長が「平成28年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」を受賞いたしました。



- 1 開催日時 平成28年11月11日
- 2 場 所 ホテルグランヴィア岡山
- 3 出席者 600名
- 4 大会プログラム
 - (1) 開会
 - (2) 環境大臣表彰式典
 - 25名の方が環境大臣表彰を受賞
 - 秋田県から山岡緑三郎氏が受賞
 - (3) 基調講演
 - 「廃棄物処理法の見直しについて」
 - 講師：中尾 豊 氏（環境省 産業廃棄物課長）
 - (4) パネル討論会
 - 「産業廃棄物業界における低炭素化について」
 - コーディネーター
 - 荒井 真一 氏（一般社団法人低酸素社会創出促進協会 審議役兼事業評価部部长）

パネリスト

- 中尾 豊 氏（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長）
- 脇本 靖 氏（岡山県環境文化部循環型社会推進課長）
- 坂本 規 氏（銘建工業株式会社 バイオマス事業部 事業部長）
- 岸 政彦 氏（バイオディーゼル岡山株式会社 代表取締役社長）
- 大塚 雅司 氏（タマタイ産業株式会社 代表取締役社長）

産業廃棄物処理業許可申請講習会等

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の「産業廃棄物処理許可申請等に関する講習会」収集運搬課程（新規）、収集運搬課程（更新）、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会をそれぞれ1回開催いたしました。

また、「産業廃棄物処理実務者研修会基礎コース」を当協会の主催で開催し、会員企業の実務担当者44名及び、非会員26名の併せて70名の方が、委託契約、マニフェスト、帳簿等の産業廃棄物の基礎知識を研修いたしました。

【 収集運搬課程（新規） 】

- 1 開催日時 平成28年10月18日（火）、19日（水）
9：30～17：00
- 2 会場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 92名
- 4 講習内容
 - (1) 概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 大竹正一
 - (2) 行政概論 秋田市環境部廃棄物対策課
主査 鈴木淳也
 - (3) 環境概論 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
講師 向後 久
 - (4) 安全衛生管理 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
講師 向後 久
 - (5) 業務管理 (一社)秋田県産業廃棄物協会
事務局長 石郷岡晋
 - (6) 収集・運搬 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
講師 鎌田啓一
 - (7) 修了試験



【 収集運搬課程（更新） 】

- 1 開催日時 平成28年9月29日（木）
9：30～17：00
- 2 会場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 157名
- 4 講習内容
 - (1) 概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 坂本啓多郎
 - (2) 行政概論 秋田県生活環境部環境整備課
技師 山田俊太郎
 - (3) 収集・運搬 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
講師 鎌田啓一
 - (4) 修了試験



【 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 】

- 1 日 時 平成28年9月30日(金)
9:30~17:00
- 2 会 場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 118名
- 4 講習内容
 - (1)概要説明 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部 参与 坂本啓多郎
 - (2)行政概論 秋田県生活環境部環境整備課
技師 田口勇輔
 - (3)処理と管理 秋田県生活環境部環境整備課
技師 田口勇輔
 - (4)修了試験



【 産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース 】

- 1 日 時 平成28年10月24日(月)
10:00~16:30
- 2 会 場 秋田県社会福祉会館
- 3 受講者数 70名
- 4 講習内容
 - (1)開会挨拶 (一社)秋田県産業廃棄物協会
事務局長 石郷岡晋
 - (2)概要説明 (一社)秋田県産業廃棄物協会
主任 伊藤裕美
 - (3)産業廃棄物処理の基礎
(公社)全国産業廃棄物連合会
実務研修会講師 石郷岡晋
 - (4)委託処理と委託契約
(公社)全国産業廃棄物連合会
実務研修会講師 石塚伸一
 - (5)産業廃棄物管理票帳簿
(公社)全国産業廃棄物連合会
実務研修会講師 石塚伸一



一般社団法人秋田県産業廃棄物協会第5回通常総会

平成28年6月3日（金）、ホテルメトロポリタン秋田にて、一般社団法人として5回目となる通常総会を開催いたしました。

山岡会長の挨拶に続き、来賓紹介を行い、秋田県生活環境部環境整備課長川村之聡様、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課調査官兼次長高橋千佳様、秋田市環境部長中島修様の3名からご祝辞を賜り、その後、協会運営に功績のあった者や、会員企業の従事者として模範となる者等の表彰を行いました。

議事では、出席正会員数が143名（本人出席62名、委任状出席81名）で過半数を超えている報告の後、平成27年度事業報告・財務諸表承認の件、平成28年度事業計画及び収支予算報告の件の2議案を上程し、いずれも原案どおり承認されました。

総会終了後、来賓、表彰者の方々と交えて、盛大に交流会を開催いたしました。

【第5回通常総会の概要】

- 1 開会
- 2 会長挨拶

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会	会長	山岡	緑三郎
------------------	----	----	-----
- 3 来賓紹介

秋田県生活環境部環境整備課	課長	川村	之聡	氏
秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班	班長	高橋	正嘉	氏
秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課	調査官兼次長	高橋	千佳	氏
秋田市環境部	部長	中島	修	氏
秋田市環境部 副理事兼廃棄物対策課	課長	佐々木	琢宏	氏
NPO 法人環境あきた県民フォーラム	理事長	佐藤	充	氏
NPO 法人環境あきた県民フォーラム	事務局長	菅	雅春	氏
- 4 来賓挨拶

秋田県生活環境部環境整備課	課長	川村	之聡	氏
秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課	調査官兼次長	高橋	千佳	氏
秋田市環境部	部長	中島	修	氏
- 5 祝電披露
- 6 表彰
- 7 議長選出
- 8 議事録署名人選出
- 9 議事

議案第1号	平成27年度事業報告及び財務諸表承認の件
議案第2号	役員改選の件
議案第3号	平成28年度事業計画及び収支予算報告の件
- 10 その他 新規会員の紹介
- 11 閉会

理 事 会 委 員 会

理事会、委員会の開催状況は、以下のとおりです。

【 理事会 】

<平成 27 年度第 3 回>

- | | |
|----------|--|
| 1 開催日・場所 | 平成 28 年 3 月 24 日 (木) ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事 14 名、青年部会長 事務局 |
| 3 議題 | (1) 平成 28 年度事業計画 (案) の策定について
(2) 平成 28 年度予算 (案) の策定について
(3) 新規会員の承認等について
(4) 会長表彰について |

<平成 28 年度第 1 回>

- | | |
|----------|---|
| 1 開催日・場所 | 平成 28 年 5 月 24 日 (火) ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事 13 名、監事 2 名、事務局 |
| 3 議題 | (1) 第 5 回通常総会の議事について
(2) 委員会委員の選任について
(3) 相談役の選任について
(4) 平成 28 年度会長表彰について
(5) 会員の入会について |

<平成 28 年度臨時会>

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1 開催日・場所 | 平成 28 年 6 月 3 日 (金) ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事 18 名、監事 1 名、事務局 |
| 3 議題 | (1) 会長、副会長の選任について |

<平成 28 年度第 2 回>

- | | |
|----------|---|
| 1 開催日・場所 | 平成 28 年 11 月 30 日 (水) ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 理事 18 名、監事 1 名、青年部会長、事務局 |
| 3 議題 | (1) 山岡会長の環境大臣表彰をお祝いする会について
(2) 労働災害防止計画の策定について
(3) 今年年度事業の進捗状況等について |

【 総務委員会 】

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 開催日・場所 | 平成 28 年 10 月 14 日 (金) ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 委員 5 名、会長 事務局 |
| 3 議題 | (1) 委員長、副委員長の選出について
(2) 協会運営について |

【 研修・広報委員会 】

- | | |
|----------|--|
| 1 開催日・場所 | 平成 28 年 10 月 14 日 (金) ホテルメトロポリタン秋田 |
| 2 出席者 | 委員 8 名、会長、事務局 |
| 3 議題 | (1) 委員長、副委員長の選出について
(2) 1 月の会員研修について
(3) 会報「ばっきゃ」の編集について |

【 適正処理委員会 】

<平成 27 年度第 1 回>

- 1 開催日・場所 平成 28 年 3 月 24 日 (木) ホテルメトロポリタン秋田
- 2 出席者 委員 8 名、会長、事務局
- 3 議題 (1) 平成 28 年度優良事業所視察研修について
(2) 平成 28 年度適正処理委員会事業について

<平成 28 年度第 1 回>

- 1 開催日・場所 平成 28 年 11 月 30 日 (水) ホテルメトロポリタン秋田
- 2 出席者 委員 11 名、会長、事務局
- 3 議題 (1) 委員長、副委員長の選出について
(2) 労働災害防止計画の策定について

平成 28 ~ 29 年度役員及び委員会委員

役員	() は所属委員会 ◎委員長○副委員長	委員会支部委員
会長	山岡緑三郎 山岡工業(株)	<総務委員>
副会長	後藤 薫 (株)羽後環境 (○総務)	成田 春雄 (有)かづのクリーンサービス
副会長	村上 学 エコシステム秋田(株) (適正処理)	工藤 威光 (株)エコリサイクルKATAOKA
理事	八重樫 學 八重樫建設(株) (適正処理)	戸井田喜美雄 (株)河辺清掃社
〃	豊口 裕 鹿角衛生(業) (総務)	松川 一浩 秋田協同清掃(株)
〃	山内 勝 (有)丸栄建設 (○研修広報)	高橋 祥亨 高三建設(株)
〃	山脇 精悦 (株)タイセイ (研修広報)	土谷 久男 (株)アドバンス環境
〃	大塚 勝栄 (株)能代清掃センター (総務)	<研修広報委員>
〃	中田 範彦 中田建設(株) (研修広報)	笹村 邦夫 花岡土建(株)
〃	粂山 一人 男鹿清掃興業(株) (◎研修広報)	谷口 浩治 (株)エコリサイクル
〃	平野 久貴 ユナイテッド計画(株) (◎適正処理)	加賀屋賢二 (株)加賀屋組
〃	石黒 望 豊興産(株) (◎総務)	児玉 弘 エス・ユー開発(株)
〃	田村 典美 (株)田村建設 (適正処理)	藤山 詩朗 (有)フジヤマクリーン
〃	高島 慶美 (有)高島興業	鈴木 長武 (有)横手クリーンセンター
〃	堀 茂 (株)さいせい (○適正処理)	<適正処理委員※>
〃	遠藤 直 三衛クリーンサービス(株) (総務)	小林 郷司 朝日建設(株)
〃	木村 勝幸 (株)木村土木 (適正処理)	五十嵐弘悦 東北ビル管財(株)
〃	寺田 誠 (株)企業さきがけ (研修広報)	高崎 秀雄 (株)阪東商店
〃	菅原 良一 (株)松田 (総務)	相原 博元 (株)浜田建設
〃	上田 卓巳 (有)西部環境保全 (研修広報)	黒山 誠 加藤産業(株)
監事	高橋 亘 (株)マルコ産業	吉田 博行 (株)吉田建設
〃	内村 和人 大洋ビル管理(株)	
相談役	長崎 雄二 企業組合秋田北部清掃興業	

秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

廃棄物の不法投棄など不適正処理を防止するとともに、迅速かつ的確な対応により環境保全を図るため、関係機関による「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」が平成 6 年度に県により設置され、当協会も構成機関として参画しております。

平成 28 年度は下記のとおり協議会が開催され、当協会からは協会のクリーンアップ活動について報告いたしました。

〔協議会構成機関〕

秋田県生活環境部環境整備課、秋田市環境部廃棄物対策課、秋田都市清掃協議会、秋田県警察本部生活安全部生活環境課、秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課、秋田海上保安部警備救難課、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

【協議会】

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 23 日（月） 午後 3 時～
- 2 開催場所 秋田地方総合庁舎 第 608 会議室
- 3 出席者 協議会構成機関
- 4 協議事項
 - (1) 廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等に対する取組(指導取締)状況について
 - (2) 平成 28 年度スカイパトロールの実施要領(案)について
 - (3) その他(情報交換など)

当協会からは協会で実施しているクリーンアップ活動について報告した

不適正処理・不法投棄の現状(県環境整備課資料)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
不法投棄発見箇所数	158	152	144	116	104	92
うち産業廃棄物	12	10	7	12	10	4

(注) 秋田県不法投棄監視員が発見したもの

【スカイパトロール】

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」の構成機関及び関係市町村が協力してヘリコプターによるスカイパトロールを実施しており、平成 28 年度は、7 月 14 日に県防災ヘリと県警ヘリで監視を行いました。



(写真は環境整備課提供)

会 員 研 修 会

【1月 研修会・交流会】

平成28年1月22日（金）、ホテルメトロポリタン秋田にて、研修会・交流会を開催いたしました。

研修1では、ワタナベ整骨院の渡部真吉院長から、実演を交えた健康体操について講義をいただき、健康管理、そして、労働災害の防止の観点からも、健康体操が役立つことを実感いたしました。

研修2では、秋田県生活環境部男女共同参画課の石川聡課長から、「女性活躍推進法」に関して、男性も女性もイキイキと働く職場づくりに取り組んでいく必要との講義をいただきました。

交流会では“菅バンド”のギター演奏により、合唱団が結成されるなど、多くの会員の歌声が響き渡り、新年の交流会が盛り上がりました。

- 1 開催日時 平成28年1月22日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 参加者 研修会72名、交流会75名
- 4 研修内容

研修1 「腰痛への対処法と運動による予防法」
ワタナベ整骨院 院長 渡部真吉 氏

研修2 「女性の活躍推進について」

秋田県生活環境部男女共同参画課 課長 石川聡 氏

- | | | | | |
|-------|-------------------|------|----------|--|
| 5 来 賓 | 秋田県生活環境部 | 部長 | 栗津 尚悦 様 | |
| | 〃 環境整備課 | 課長 | 高橋 行文 様 | |
| | 〃 環境整備課 | 班長 | 佐藤 衛 様 | |
| | 秋田市環境部副参事兼廃棄物対策課長 | | 佐々木 琢宏 様 | |
| | 〃 廃棄物対策課 | 参事 | 奈良 孝一 様 | |
| | 環境あきた県民フォーラム | 理事長 | 桃崎 富雄 様 | |
| | 〃 | 事務局長 | 菅 雅春 様 | |



渡部真吉 様



石川聡 様

【6月 研修会】

6月3日の通常総会に合わせて、会員研修会を開催し、80名の会員が参加しました。

研修1では、1月に愛知県で起きた産業廃棄物処理業者による廃棄食品の不正転売事件を受けて、県環境整備課の川村之聡課長から、「食品廃棄物の不正転売問題と今後の対応について」と題してご講演をいただきました。

研修2では、県警察本部警務部警務課企画第三係の伊藤憲昭主任から「企業におけるサイバーセキュリティについて」と題してご講演をいただきました。



「倫理綱領」を全正会員に配付

優良事業所視察研修

研修啓発事業の一環として、平成28年11月1日に神奈川県横浜市の(株)光洲産業光洲エコファクトリーYOKOHAMABAYを17名で視察研修いたしました。

光洲産業は1982年創業で、現在、神奈川県を中心に、関東地区に6カ所の処分施設を有する産業廃棄物処理の総合会社です。



今回視察したYOKOHAMABAYは、物流倉庫を跡地利用した屋内型の最先端高精度処理リサイクル工場（主に建設系廃棄物）として、2006年に新設された工場です。

研修室で会社概要等の説明を受け後、安全体感室で、ベルト巻き込まれ、回転体接触、感電体感、床滑り転倒、安全帯装着体感、感電体感、溶剤爆発など約20種類の安全体感装置で、実際に危険の度合いを体感させていただきました。

模擬体験ではありましたがとても参考になりましたし、このような施設を設置している光洲産業さんの、作業員の安全確保の意識の高さは大変勉強になりました。

工場内は、ヘルメット、防塵服、マスク、説明イヤホンを用意していただき見学しました。

ベルトコンベア式の手選別ラインが上階にあり、下階に分別品を投げ入れる効率的な流れとなっており、元々の建屋をうまく活用していること、そして、各ラインの作業員の方やオペレータの皆さんが、我々が通るたびに、挨拶や会釈をいただきましたことに感心いたしました。

地域住民や学校の工場見学・研修を積極的受入れていることで、わかり易い説明と暖かな受入れがとても印象的でした。

「安心・信頼・迅速、そして誠実な対応で地球環境保全と資源循環型社会の持続的発展に貢献します」と光田栄吉社長さんのお言葉がパンフレットに載っていますが、とても勉強になる優良事業所視察研修でした。

光洲産業の皆さんありがとうございました。

写真中央の方が
光田栄吉社長さんです。

巻き込まれ体感



溶剤爆発



分別ライン



監視・制御室



親睦ゴルフ大会

研修広報に関わるレクリエーション活動として「親睦ゴルフ大会」を平成28年9月23日に開催いたしました。

当日は、午前中には雨が上がるとの予報でありましたが最後まで小雨状態。加えてプロ大会直後の速いグリーンに苦戦し3パット4パットが続出。そんな中、優勝争いは、2連覇を狙う寺田誠プロ、ベテラン技巧派の小笠原プロ、青年実力派の石黒学プロの3人の争いとなりましたが、小笠原プロが難しいラインを読み切り、ベスグロ優勝（86ストローク）で幕を閉じました。

- 1 開催日 平成28年9月23日（金）
- 2 会場 南秋田カントリークラブ
- 3 参加者 15名
- 4 成績
 - 優勝 小笠原武雄（㈱小笠原組）
 - 準優勝 寺田誠（㈱企業さきがけ）
 - 第3位 石黒学（㈱石黒建設）
 - （4位以下は省略）
 - ニアピン賞 3番 山岡緑三郎（山岡工業㈱）
 - 6番 堀茂（㈱さいせい）
 - 15番 靱山祐也（男鹿清掃興業㈱）
 - 17番 石黒学（㈱石黒建設）
 - ドラコン賞 9番 小笠原武雄
 - 13番 鈴木重夫（㈱广大産業）
 - ベスグロ賞 小笠原武雄
 - 平和賞 板垣裕亨（ユナイテッド計画㈱）
 - 大波賞 靱山祐也
 - 会長賞 阿部誠（万六建設㈱）



ラインを読む小笠原プロ



優勝の小笠原プロ

不法投棄未然防止啓発活動事業（クリーンアップ活動）

協会の大きな事業の1つである「産業廃棄物の不法投棄を防止する活動」を協会設立当初から毎年継続して実施しております。

平成4年度から平成8年度まではキャラバン隊を編成して全県市町村を巡回し、平成9年から18年度までは協会の独自事業として不法投棄物の撤去を行い、平成19年・20年度は県の事業「目指せ国体クリーンアップ」に参画しておりました。

平成21年度からは「不法投棄未然防止啓発活動等業務」を県から受託し、保健所単位で実施しているクリーンアップを通じた不法投棄未然防止活動について、重機等による投棄物の回収、処理施設への運搬・処分、広報等による活動成果のPRや不法投棄防止の啓発等を実施するとともに、各地区のクリーンアップ事業に協会会員がボランティア参加し、不法投棄物の撤去作業を行っております。

平成28年度の事業概要及び各地区の実施状況は次のとおりでありました。

【平成28年度の事業概要】（当協会の集計）

実施期間	平成28年9月～10月
実施箇所	24箇所（県北支部9 中央支部4 県南支部11）
参加人数	575名（うち産業廃棄物協会会員の参加人数192名）
撤去数量	廃家電55台（テレビ36 冷蔵庫11 洗濯機8） 廃タイヤ等533本 木くず850kg 金属くず1959kg 廃プラ3190kg 可燃ゴミ2590kg 不燃ゴミ11860kg 合計28トン

各地区の実施状況

【大館保健所管内（鹿角地区）】

実施日	10月12日
撤去箇所	2か所（鹿角市花輪地区2）
参加人数	52名（住民3、県職員19、市町職員6 産業廃棄物協会24）
参加会員	13社 鹿角アスコン協同組合 ㈱柳沢建設 (有)セイキ 小坂通運㈱ 小坂製錬㈱小坂製錬所 ㈱現代 日東物産 (有)かづのクリーンサービス ㈱米村組 (有)ホクセイ 丸佐運送(資) 八重樫建設㈱ 鹿角衛生協業組合



【大館保健所管内（大館地区）】

実施日 10月20日
 撤去箇所 1か所（大館市岩瀬字目名市）
 参加人数 40名（住民1、警察署員2、県職員13、市職員3 国職員1 産業廃棄物協会20）
 参加会員 14社
 (株)タイセイ エコシステム秋田(株) エコシステム花岡(株) 東北ビル管財(株)
 (株)エコリサイクル KATAOKA (株)大森土木 松橋商店
 エコシステムジャパン(株)秋田営業所 (株)エコリサイクル 大館広域清掃(株)
 (有)佐々木商店 (有)吉田興業 (有)タキグチ 北秋容器(株)



【北秋田保健所管内】

実施日 10月6日
 撤去箇所 3か所（北秋田市七日市地区2、北秋田市金沢地区）
 参加人数 51名（住民12 県職員15、市職員6 産業廃棄物協会18）
 参加会員 6社
 (有)丸栄建設 (株)合川環境 朝日建設(株) (株)佐藤庫組 (株)芳賀工務店 (株)タクト



【能代保健所管内】

実施日 9月25日、10月25日
撤去箇所 3か所（能代市下浜地区、能代市須田鷲長根地区、八峰町峰浜石川地区）
参加人数 78名（住民39、県職員10、市町職員11 産業廃棄物協会18）
参加会員 11社
（株）能代清掃センター 畑クリーンサービス（株） 米代トラック（株）（株）能代資源
（有）宮腰商事 中田建設（株） 能代運輸（株） 成田建設（株）（株）ダイニチ
田中建設（株）（株）今野興業



【秋田中央保健所管内】

実施日 10月5日
撤去箇所 4か所（男鹿市五里合地区、五城目町馬場目地区3）
参加人数 125名（住民27、建設業協会36、警察署員2、県職員10、市町職員14、産廃協会36）
参加会員 20社
（株）浜田建設 豊興産（株） 藤原工業（株）（有）小野建材（有）池孝建設（株）男鹿テクノ
男鹿清掃興業（株）（株）加賀屋組（株）東北ビルカンリ・システムズ（有）高島興業
エス・ユー開発（株） 秋田協同清掃（株）（株）田村建設（株）鈴兼工務店 山岡工業（株）
メタル化工センター（株）三勇建設（株）秋田県分析化学センター
ユナイテッド計画（株）（株）東環



【由利本荘保健所管内（由利本荘・にかほ）】

実施日 10月19日
 撤去箇所 2か所（由利本荘市北ノ股地区 にかほ市芦田・飛）
 参加人数 83名（住民18、警察署員4、県職員21、市職員13、国職員6 産廃協会21）
 参加会員
 （由利本荘地区） 6社
 ㈱昭和興業 ㈲鈴木土建 ㈱サトウ重機 ㈲本荘クリーンセンター
 ㈲ダストクリーン ㈱さいせい
 （にかほ地区） 4社
 三衛クリーンサービス㈱ ㈱アースクリーン秋田 ㈱三共サービス
 佐藤化学工業㈱



【大仙保健所管内】

実施日 10月26日
 撤去箇所 1か所（大仙市協和峰吉川地区）
 参加人数 36名（住民4、県職員5、市職員7 産業廃棄物協会20）
 参加会員 18社
 高三建設㈱ ㈲仙北建設 ㈲齊景産業 ㈲広大産業 ㈱畠山建設工業
 ㈲鈴木建興業 万六建設㈱ はりま建設㈱ ㈱小笠原組 ㈲太陽環境保全
 武藤清掃 ㈲丸橋産業 加藤産業㈱ ㈱サイテクト 高吉建設㈱
 ㈱マルコ産業 ㈲企業さきがけ ㈱木村土木



【横手保健所管内】

実施日 9月28日

撤去箇所 3か所（横手市睦成下川原2 横手市睦成明永沼地区）

参加人員 59名（住民15、県職員18、市職員4、産業廃棄物協会22）

参加会員 13社

（株）羽後環境 （有）西部環境保全 ヨコウン（株）（有）横手清掃興業 （株）アドバンス環境
（株）ミタケ 五十嵐建設（株）（株）大屋産業 （有）横手クリーンセンター （株）山本産業
（株）高善 （有）横手環境管理サービス （株）吉田建設



【湯沢保健所管内】

実施日 10月12日、10月18日、10月20日

撤去箇所 5か所（湯沢市山田地区、湯沢市角間川川向地区、湯沢市足田福田野地区、湯沢市院内字立浪地区、湯沢市上院内地区）

参加人員 51名（住民11、県職員19、市職員7、国職員1、産業廃棄物協会13）

参加会員 5社

（株）松田 （有）フジヤマクリーン （有）クリーンカンパニー
（株）出羽運輸 （株）湯沢クリーンセンター



支部長あいさつ 2017年の抱負



県北支部長 山脇 精悦

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられ心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、なんとと言ってもユネスコ無形文化遺産において、我が国より提案された「山 鉾 屋台行事」33の祭りが登録され、秋田県内では、伝統的な祭り行事である「花輪祭りの屋台行事」「土崎神明社祭り曳山行事」「角館祭りのやま行事」が登録されたことが大変喜ばしい出来事であり、今後の観光産業に明るい期待が望まれるのではないのでしょうか。

8月には、リオデジャネイロオリンピックが開催され金メダル12個を含む史上最多の41個メダルを獲得する活躍であり2020年東京オリンピックへの期待が高まったのではないのでしょうか、本協会会員であります万六建設(株)の社員がカヌー競技に出場したことは大変うれしい出来事でありました。

政治 経済に目を向けると1月に日銀のマイナス金利政策を導入、5月伊勢志摩サミット、7月参議院議員選挙(今回18歳からの選挙)、東京都知事選、11月アメリカ大統領選挙、12月日ロ首脳会談など、まだまだありますが、なんとと言っても共和党のドナルド・トランプ氏が民主党のヒラリー・クリントン氏を破り次期大統領候補に決定したことは世界中に衝撃を与えました。日本では、一気に円高に動き日経平均株価が1000円超す下落、翌日には一転して1000円を超す急騰となり、それ以降は、円安傾向、日経平均株価は20000円に手が届く所まで上昇しており、トランプ(現象、相場、リスク)が日本にとって、どのような影響を与えるのか注目しております。

当協会として各支部が行っております不法投棄廃棄物撤去活動は昨年も実施され県北支部は、能代山本地区 大館地区 北秋田地区 鹿角地区の4地区で行われ協会会員78名の参加を頂き無事事故もなく終える事ができました。ご協力をいただいた支部会員各社 社員に心より感謝申し上げます。また、新しい事業として県北支部研修会を開催し多くの会員に参加して頂きました。講師には、協会事務局長の石郷岡晋氏にお願いし参加者の皆様には大変好評でありました。

2016年6月の日経新聞に、中小企業経営者の中心年齢は2015年に66歳となり、この20年で19歳上がった。円滑な事業継承や若手の起業が進まなければ2030年には80歳前後に達し、いまの男性の平均寿命とほぼ並ぶ。早く手を打たないと厳しい未来が現実になってしまう。という記事を読み驚きました。企業は1年先ではなく、その先、5年 10年先を見通して経営していくことが必要だと思います。ゴーイングコンサーン(経営が永続的に続くこと)という事が、地域に対する責任と貢献です。足元を固めながら次へ飛躍する準備と実行の年なるよう努力していきたいです。

最後になりますが、会員皆様のご活躍を祈念し新年のご挨拶といたします。



中央支部長 平野久貴

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

世界を驚かせた米大統領選のドナルド・トランプ氏勝利。余波は当分、収まりそうにない。原因に対する考察とともに、トランプ氏がどんな指導者になるか少しずつ見極めていかなければならない。歴代の大統領とは全く違うタイプになるのは間違いない。

職業としての大統領であるがとてつもなく重責だそうだ。

オバマ大統領はかつて大統領の仕事をこう語った。「完全に解決できそうな問題は私のデスクには上がってこない。3、4割はうまくいかない可能性があっても決めなければならぬ」。また情報機関から国際情勢に関するブリーフィングを受けた後は「窓に格子があって良かった。なければ窓から飛び降りている」と明かした。

オバマ氏の下、国家安全保障会議(NSC)に勤務していた人は「米大統領は世界最悪で最も過酷、最も孤独な職業だ。死んでもやりたくない」と語っていた。

これらを鑑みると間違いなく米大統領は米国だけでなく、世界の人々の命運を左右する職業であると気づく。新米大統領がどんな行動をとるか期待と不安が入り混じる中「職業としての大統領」として早々に決断を迫られることになるだろう。

決断を迫られるのは大統領だけではない。日本においても国、地方自治体、企業、個人と責任の重さの違いはあるが決断をしなければならないのは同じである。秋田県産業廃棄物協会会員の企業トップの皆様も同様である。

世界に目を向けてみると今は世界経済にとって試練であります。経済成長は鈍化し、新興国は、もはや活気を呈していません。これらの影響を受け日本経済も低空飛行を続け法人税収はアベノミクス以来初の前年割れしそうである。

秋田県を見てみると少子高齢化、人口減少など多くの課題を抱えながらも再生可能エネルギー、航空機産業、農業の六次産業化など取り組んでいる真っ最中である。効果が見えるのは数年後であろう。

秋田県産業廃棄物協会会員も今まで蓄積してきたノウハウを屈指して秋田県の諸課題克服解決へと行動する時であります。行動は必ずしも幸福をもたらさないかもしれませんが、行動のないところに幸福は生まれません。

日本は、資本蓄積と人口増加に支えられたシステムからの脱却を探っています。秋田県産業廃棄物協会会員が今まで以上に様々なものを共有し行動に繋げて行きたいものです。

結びになります。幸福は、その人が新しい仕事をするところにある。幸福はどこにあるのか。名誉は愛する人は、他人の行為にあると考える。快樂を愛する人は、自分の感情にあると考える。悟った人は自分の行動にあると考える。

今年は秋田県産業廃棄物協会会員の皆様と悟りの年にしたいものであります。



県南支部長 木村 勝幸

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

新しい年を迎え、皆様気持ちを新たに、1年間よい年となるべくスタートを切ったことと思います。日本には四季があるため、その性質上、新しい年は必ず冬から始まります。心を落ち着かせられる静かな冬から、しだいに春の息吹を感じ、活動的な夏、そしてみのる秋へと季節の変化により四季の移り変わりを体感しながら、1年を過ごされているものと思います。四季を感じながらの時間軸の過ごし方は、季節的な活動や行事、衣食住にかかわるものなど、地域、会社、家庭においても皆さん知らず知らずのうちに、季節に合った過ごし方が身につけているのではないのでしょうか？

ちょっとした笑い話でもありますが、とある国の漁業を生業としている漁師のお話です。その漁師は、毎日朝早くに少しの時間だけ漁をして、日中はのんびりしながら自分の好きなことに時間を使い、夕方にはお酒を飲みながら家族とゆっくり楽しく過ごす生活をしていたそうです。ある日、ほかの国から訪れた客がその漁師の獲った魚を食べたところ、あまりのおいしさに「こんなにおいしい魚が獲れるのに、なぜもっと漁をしないのか？」と尋ねたそうです。漁師は「自分と家族が暮らせる分だけあればいい。それ以上漁をしてどうするの？」すると客は、「もっと漁に出たら船を増やせる！」漁師「船を増やしてどうするの？」客「会社を作って大きくする！」漁師「会社を大きくしてどうするの？」客「資産や株を増やして大金持ちになる！」そして漁師の「大金持ちになってどうするの？」という最後の問へは、「あとはのんびりしながら自分の好きなことに時間を使って、お酒でも飲みながら家族とゆっくり過ごすんだ！」という答えだったそうです。どちらが正しいかどうかではなく、生活している環境や考え方によって、価値観が大きく違う一例かと思えます。

私たちの住む日本は、先人たちが築いた礎のもと、世界的に比較しても便利で快適で豊かな生活ができる基盤が整っているものと思います。豊かな環境、移りゆく四季。ともすれば当たり前のように感じてしまう恩恵かもしれませんが、今一度、それらの恩恵に感謝し、豊かな環境、恵まれた四季の中でどのように有意義に時間を使うか？状況に応じた時間の使い方と活動の仕方を考え、より価値観を見いだせる1年でありたいと願っております。時には「漁師」、ある季節には「客」となっているかもしれませんが、いずれはゆっくりのんびり過ごせる時間を見出すことができるよう努力してまいりたいと思います。

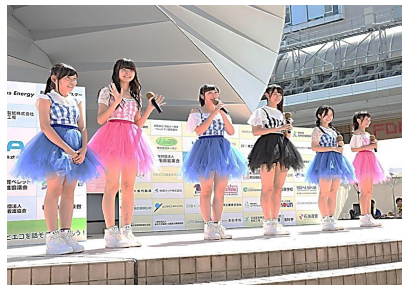
本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

第16回 あきたエコ&リサイクルフェスティバル

秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、県民、民間団体、NPO法人等と連携し、開催している「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」に参画しました。

【概要】

- 1 開催日時 平成28年9月3日（土）、4日（日）10:00～16:00
- 2 開催場所 秋田駅前アゴラ広場、買物広場大屋根「ビックルーフ」
- 3 主催 あきたエコ&リサイクルフェスティバル実行委員会
NPO法人環境あきた県民フォーラム、秋田県（事務局：生活環境部温暖化対策課）、秋田市、秋田大学、
（一財）秋田鉱業会、（公社）食品容器環境美化協会、（一社）秋田県産業廃棄物協会の計7団体
- 4 来場者 約27,000人
- 5 協賛企業・団体数 44
- 6 出展企業・団体数 40
- 7 開会コンセプト『もっとエコを話そう！楽しもう！』
- 8 主なステージイベント
 - ・1日目 環境大賞表彰式、大道芸パフォーマンス、天達武史さんのトークショー等
 - ・2日目 超神ネイガーショー、pramo ライブ、ブラボー中谷マジックショー等
 - ・両日 アニマルパフォーマンス、出展ブースインタビュー等



【産廃協会ブース出展】

残暑厳しい9月の第一土曜、日曜日。当協会青年部が主体となって今年もブース出展をしました。

今年の協会ブースは、廃棄物の不法投棄防止活動（クリーンアップ）のパネル展示や産廃業界で活躍する車両を展示し試乗体験を行う等、当協会事業の取り組みを県民の皆様へ紹介しました。



協会だより【県協会関係】

また、電気の大切さを知ってもらおうと平成25年から実施している自転車型の「人力発電かき氷機」を今年も設置し、ペダルをこいで発電した電力でかき氷をつくる体験に、参加者からは「毎年協会のブースを楽しみに参加しています。これからも頑張ってください！」との嬉しいコメントがよせられました。



発電作業は大変だけど、こぎ終わった時はみんな「笑顔」です！



今回からオリジナルのかき氷を作ろうと、トッピングの材料となるお菓子を「産業廃棄物の品目」に見立て7種類提供しました。世にも珍しい「さんばいかき氷」に、老若男女問わず喜んでいただけました。



当協会ブースの来場者は2日間で400人を超え、家族連れや学生など幅広い年齢の方がお立ち寄り下さいました。当日、ご来場下さった皆様、ありがとうございました。

今回で4回目となる「人力かき氷」ですが、主催する県が行った来場者アンケートの「一番印象に残ったイベント・展示」で1位に選ばれ、4年連続トップと高評価をいただいております。

秋田県産業廃棄物協会は、環境保全に貢献する団体として、今後とも環境教育活動に積極的に取り組んでまいります。

第16回あきたエコ&リサイクルフェスティバル 来場者アンケート結果



協会ブース来場者アンケート結果 (回答数 296 人)

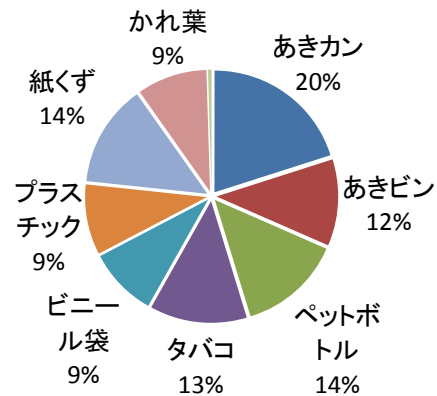
Q あなたはごみ拾いなど「クリーンアップ活動」をしたことがありますか?

- ・ある (212 人)
- ・ない (76 人)
- ・無回答 (8 人)

上記で「ある」と答えた方。

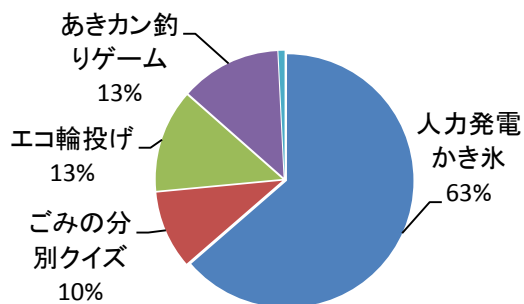
Q その時に拾ったごみは何でしたか? (複数回答可)

- ・あきカン (129 人)
- ・あきビン (74 人)
- ・ペットボトル (88 人)
- ・ビニール袋 (59 人)
- ・タバコ (83 人)
- ・プラスチック (60 人)
- ・紙くず (87 人)
- ・かれ葉 (60 人)



Q 来年ここのブースでやってもらいたいことは何ですか? (複数回答可)

- ・人力発電かき氷 (245 人)
- ・ごみの分別クイズ (38 人)
- ・エコ輪投げ (50 人)
- ・あきカン釣りゲーム (49 人)
- ・その他 (3 人)



青年部会長あいさつ 2017年の抱負



青年部会長 高島 慶人

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに新しい年をお迎えのことと御慶び申し上げます。

親会各会員の皆様をはじめ、青年部会員の皆様からは、青年部活動に対し、日頃から多大なご協力・ご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、10年を節目と考えると、去年は青年部設立より8年目で、節目に向かう大切な年と捉えて活動してきました。歴代の青年部会長ならびに青年部会員の皆様と一緒に、ゼロからのスタートに不安と期待に心躍らせたのが思い出されます。『創造』から『継続』へ。親会事業への積極的参加を軸に、他県会員との交流を含め、幅広い知識と人脈を得ながら、リーダーとしての資質『人間力』向上に力をいれて活動してきました。おかげさまで、青年部通年の大体の活動の形が決まり、文字通り『継続は力なり』の時期となってきたように思います。

活動報告のとおりでございますが、『環境教育』は無事に第2回目を開催できました。勉強会終了後に地元小学生から感想アンケートをいただき、逆に私たちの方が勉強になった事を記憶しております。また本年度最後には、移動運営委員会と会員講習会を同時に開催し、第一回目は県南支部様におじゃまさせていただきます。他県ばかりではなく、秋田県内の会員交流強化を図りながら、『労働環境』の変遷に伴う企業のあり方を題材に、講習会を開催する予定です。

さらに、本年度の最も大きな取組として、北海道・東北ブロック主幹の全国大会が29年3月4日に宮城県仙台市で開催されます。秋田メンバーはその中枢の実行委員部会となっております。

津波被害があった仙台蒲生地区の復興整備完了場所に、苗木1000本、全国青年部会員800人による『絆』植樹をし、仙台市に寄贈する予定です。ただただ、講話・会議の全国大会が多い中、参加者全員で汗をながす、『社会貢献活動』となります。会員各位におかれましては、自己研鑽の観点からも、企業イメージアップの観点からも是非参加いただきご協力いただけると幸いです。

【ちはやふる】活動と絆づくり・・・

皆様ご存じとは思いますが、広瀬すず主演の競技かるたを題材にした、昨年二部構成で上演された映画『ちはやふる』。私自身はただ単に広瀬すずのファンで見ただけでしたが、興業収入30億円の大ヒットだったそうです。

ちはやふる【千早振る】古典訳を覗くと、百人一首の和歌の枕詞で、『荒々しい』『荒ぶる』『ただけしい』となっています。ただし、映画の中では、駒が回っている様子にたとえ、ただ駒の中心を左右に振りながら、激しく、荒々しく回っている様子ではなく、一見静止しているが如く、その駒の中心は凜として真っ直ぐに立ち続け、清々しく勢い回ることを、【ちはやふる】と表現しております。加えて、『個人戦だからこそ、本当の団体戦であり、そのチームの絆の本質がわかる』『人としてのつながりを無くして成熟無し』と説明しています。

われわれ青年部会員は、それぞれの事業内容、事業展開はちがいますが、先輩達が築き上げた協会という大きな座布団のうえで、決して馴れ合いの仲間ではなく、凜として個々が地に足をつけ、清々しく、勢いよく活動をし、個人個人がリーダーとしての高みを目指し、『チーム産廃』として確固たる絆とつながりを持ち続けていたいと思っております。それが先人への感謝と恩返し、そして次世代への希望になることを強く信じております。

【ちはやふる】が如く、青年部一同、今後も知識を深める研鑽活動も積極的にし、バランスの良い大人に成長するよう努力いたします。末筆に、会員皆様には引き続き倍旧のご厚情・ご理解を賜りたく、切にお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

秋田県産業廃棄物協会青年部会 第5回通常総会

第5回通常総会が、平成28年6月3日（金）、ホテルメトロポリタン秋田において、部会員54名のうち39名（委任状提出17名）の出席のもと開催されました。

議事に先だち、会則規定により高島部会長が議長に選任され、議事に入りました。

- 1 開催日時 平成28年6月3日（金）
- 2 場 所 ホテルメトロポリタン秋田
- 3 出席者数 39名（委任状提出17名）
- 4 議 案
 - 第1号議案 平成27年度事業報告
並びに決算承認の件
平成27年度監査報告
 - 第2号議案 平成28年度事業計画（案）
並びに事業予算（案）承認の件
 - 第3号議案 その他



上記提案議案は、全会一致で決議しました。

その後行われた本部総会・交流会に引き続き出席した部会員一同は、来賓の皆様や親会の方々と交流を深め、今後も部会活動について、積極的に取り組んでいくことを報告しました。

運 営 委 員 会

【平成27年度 第5回運営委員会】

- 1 開催日時 平成28年2月3日（水）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 (1) スプリングカンファレンス2016に向けた活動について
(2) あきた環境懇話会の理事選任について

【平成27年度 第6回運営委員会】

- 1 開催日時 平成28年3月22日（火）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 (1) 平成27年度事業報告について
(2) 平成28年度事業計画案について
(3) ブロック総会（札幌）について

【平成28年度 第1回運営委員会】

- 1 開催日時 平成28年5月26日（木）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 (1) 青年部会第5回通常総会について
(2) ブロック総会について
(3) その他

【平成28年度 第2回運営委員会】

- 1 開催日時 平成28年7月15日（金）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題 (1) 第16回エコ&リサイクルフェスティバルについて
(2) 環境教育事業について
(3) その他

【平成28年度 第3回運営委員会及び 北海道・東北ブロック協議会幹事会 オブザーブ参加】

- 1 開催日時 平成28年8月26日（金）
- 2 場 所 ルートイングランディア秋田
- 3 運営委員会議題
(1) エコ&リサイクルフェスティバルについて
(2) 環境学習会について
(3) その他



【平成28年度 第4回運営委員会】

- 1 開催日時 平成28年10月3日（月）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題
(1) 今後のスケジュール等について
・幹事会（宮城）
・カンファレンス（岡山）
・北東北の視察（青森）
・全国大会の運営部会としての役割・動き
(2) その他



【平成28年度 第5回運営委員会】

- 1 開催日時 平成28年12月6日（火）
- 2 場 所 東カンビル7階会議室
- 3 議 題
(1) 回覧システム「れん楽網」の使用方法について
(2) 全産連青年部協議会第10回全国大会について
(3) 北海道・東北ブロック協議会会員手帳の発行について
(4) 次年度のブロック協議会の体制及び総会日程について
(5) その他

研 修 会 ・ 交 流 会

【平成28年度第1回研修会】

今年度第1回目の部会員研修会と位置づけ開催の「あきた環境懇話会設立記念平成28年度第1回情報交換会」に、当青年部会から8名が出席しました。

はじめに、同日開催のあきた環境懇話会設立総会において会長に就任された長沼隆氏より開会の挨拶があり、特別講演の秋田県立大学生物環境科学科 金田吉弘教授から「秋田の環境の未来展望」について、また、基調講演の秋田県生活環境部環境管理課高橋行文課長から「豊かな水と緑あふれる秋田の環境基本計画」について講演がありました。

続いての情報交換会では、4人の講師を迎え、当青年部会を通じ講師となられた上野台堆肥生産協同組合 専務理事 山岡和男氏からは「秋田糞尿譚」と題して、自社で取り組んでいる下水汚泥コンポストの利活用等、詳しく紹介いただきました。

最後に、あきた環境懇話会副会長に就任された当青年部会長の高島慶人氏より、総括の挨拶があり、「本会を通じて、産学官民と交流を深め、情報を共有しながら、環境の保全や環境教育の推進、関連産業の育成につながっていくよう頑張っていきたい」と述べられました。

- 1 開催日時 平成28年5月28日（土）
- 2 場 所 カレッジプラザ講堂（秋田市）
- 3 参加者 8名（その他：学生、行政機関、一般企業 多数出席）
- 4 研修次第 あきた環境懇話会 平成28年度第1回情報交換会
『秋田の宝、自然・暮らし・産業のこれまでとこれから』

第1部（1）『秋田の環境の未来展望 ～つなげる視点から～』

講師：秋田県立大学生物環境科学科 教授 金田吉弘 先生

（2）『豊かな水と緑あふれる秋田の環境基本計画』

講師：秋田県生活環境部環境管理課 課長 高橋行文 氏

第2部（1）『里山と八郎潟をつなぐ谷津田再生プロジェクト 子供と地域を元気にする食育』

講師：草木谷を守る会 代表 石川紀行 氏

（2）『秋田糞尿譚 下水汚泥コンポストの利活用』

講師：上野台堆肥生産協同組合 専務理事 山岡和男 氏

（3）『秋田の文化的地理的環境を活用した宇宙関連教育活動』

講師：秋田大学ものづくり創造工学センター 副センター長 堤明正 先生

（4）『調査・分析機関の現場からみた秋田の環境 これまでとこれから』

講師：株式会社秋田県分析化学センター 部長 大澤寿 氏



講師の山岡和男氏



総括を述べる高島部会長

【平成28年度第2回研修会】

平成28年11月26日（土）、今年度部会員研修会と位置づけ開催の「あきた環境懇話会平成28年度第2回情報交換会」に、当青年部会から10名が出席しました。

今年度2回目の情報交換会の講師として、第2部では当青年部会相談役のユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社取締役社長の平野久貴氏に「森と街をつなぐ秋田産電力」について講演され、昨年本格稼働を開始した木質バイオマス発電事業について、地域還元・経済効果等詳しく紹介いただきました。

当日の参加者は、民間企業、大学、行政機関など各分野の専門家が集結していました。

当青年部会においても、新たな知識・技術の情報交換の場として、今後とも標記懇話会に参加していきたいと思えます。

- 1 開催日時 平成28年11月26日（土）
- 2 場 所 秋田大学 鉱業博物館3階講堂（秋田市）
- 3 参加者 10名（その他：学生、行政機関、一般企業 多数出席）
- 4 研修次第 あきた環境懇話会 平成28年度第2回情報交換会
『秋田の自然が生み出す地産エネルギーと産業のこれからを考える』

第1部 特別講演『第2期秋田県新エネルギー産業戦略について』

講師：秋田県産業労働部 新エネルギー政策統括監 高橋靖弘 氏

第2部（1）『農業水利施設を活用した小水力発電への取組について』

講師：秋田県農林水産部 農山村振興課 政策監 村上旬 氏

（2）『森と街（地域）をつなぐ秋田産電力』

講師：ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社 取締役社長 平野久貴 氏



講師の平野久貴氏



会場の様子

【北3県視察研修交流会】

平成28年11月18日（金）、研修交流事業として青森・岩手と合同の視察研修会並びに交流会を開催しました。

- 1 開催日時 平成28年11月18日（金）
- 2 視察場所 東京鐵鋼株式会社八戸工場

協会だより【青年部会関係】

- 3 参加者 研修会：37名 青森県20名、岩手県23名、秋田県7名
交流会：35名 青森県20名、岩手県20名、秋田県7名

4 研修内容

同研修会は、会員相互の融和・親睦を図り、知識・技術の情報交換の場となるよう、北東北3県協会青年部会合同事業として開催しました。

当日は、穏やかな秋晴れのもと50名が参加し、東京鐵鋼（株）八戸支店様の電気炉及びリサイクル施設を視察・研修しました。また、終了後には交流会も開催し、日頃交流の少ない他県の部会員と親睦を深め、大変有意義のある事業となりました。

【視察研修の様子】



バス移動中、青森県の山本徳光部会長の滑らかなトークに盛り上がる会員達。



視察先の東京鐵鋼にて記念撮影



【交流会の様子】



地元銘酒をそれぞれ持ち寄り、隣県会員と交流・親睦を深めました。

【平成28年度 第1回ゴルフ交流会】

毎年恒例の当青年部会ゴルフ交流会を開催しました。

また、プレー終了後には中央支部青年部拡大会議として懇親会を開催しました。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 開催日時 | 平成28年7月6日(水) |
| 2 | 場 所 | 秋田椿台カントリークラブ |
| 3 | 参加者 | 9名 |
| 4 | 結果報告 | 優 勝 田村 典幸 氏
準優勝 加賀屋 篤 氏
3 位 石黒 学 氏 |



【平成28年度 第2回ゴルフ交流会 (本部・青年部合同大会)】

恒例となりました本部・青年部合同のゴルフ交流会を開催しました。

上位3名のうち、青年部から1名の方が入賞されました。

- | | | |
|---|------------|----------------|
| 1 | 開催日時 | 平成28年9月23日(金) |
| 2 | 場 所 | 南秋田カントリークラブ |
| 3 | 参加者 | 15名(青年部会員4名含む) |
| 4 | 青年部の主な成績 | |
| | 3 位 | 石黒 学 氏 |
| | ニアピン賞(15番) | 靱山 祐也 氏 |
| | 〃 (17番) | 石黒 学 氏 |
| | 平和賞 | 板垣 祐享 氏 |
| | 大波賞 | 靱山 祐也 氏 |

【北3県交流ゴルフコンペ】

青森・岩手と合同の視察研修会翌日に開催されたゴルフコンペに当県から1名の部会員が出席しました。

- | | | |
|---|------|----------------|
| 1 | 開催日時 | 平成28年11月19日(土) |
| 2 | 場 所 | 八戸カントリー倶楽部 |
| 3 | 参加者 | 13名 |

環境学習会

「環境学習会」×「ecoサッカー教室」



秋田県産業廃棄物協会 ×ブラウブリッツ秋田



平成28年9月10日（土）に、青年部会の環境教育事業として、協会賛助会員の『ブラウブリッツ秋田』と共同で、秋田県内の小学生を対象とした、『第2回 ECOサッカー教室』を開催しました。昨年10月の開催に続き、2回目の開催となる今回も、江戸時代の3Rを題材とした環境教育と、ゴミの分別方法を取り入れたサッカーゲームの二部構成で行いました。



開催式には、山岡会長から出席いただき、参加小学生に向け、『サッカーを通して、環境にたいして、少しでも興味を持ってもらいたい』と挨拶をいただきました。また、ブラウブリッツ秋田の岩瀬社長からは、『生まれ育った秋田を、みなさんの手できれいにしながら、サッカーを通じて、将来は秋田に残り、盛り上げてほしい』と激励いただきました。

第一部の環境教育は、高島青年部会長が講師となり、スライドとビデオを使い、小学生でも飽きにくく、分りやすく、ユーモアを交えた講義となりました。現代よりも、ひとつひとつの物を大事につかった江戸時代のリサイクルにヒントを示しながら、『将来は他県に出ずに、故郷秋田で、環境に関わる仕事を考え、起業し、秋田を盛り上げてほしい。』と締めくくりました。



講義終了後、参加小学生からアンケートをたくさんいただきました。



続いて、グラウンドに移り、プロチームのコーチによるサッカーゲームを行いました。ゲームでは、ゼッケン（ビブス）に、可燃・不燃・資源などのイラストを貼り、同類のゴミ同士のパス回しをしながら、サッカーで大切な瞬時の判断力を身に着けるトレーニングをしました。



今回もブラウブリッツ秋田のプロのサッカー選手2名が参加いただき、子供たちは、目の当りにするプロの技に魅了されながら、環境を考えるあつという間の3時間となりました。



青年部会会員自身も、事業を通し、改めて環境を復習できる『自己研鑽』の場となりました。今後も一過性のものとせず、継続事業として開催していきたいと思ひます。

全国産業廃棄物連合会青年部協議会 スプリングカンファレンス2016

平成28年3月4日（金）、全国産業廃棄物連合会青年部協議会スプリングカンファレンス2016が宮城県仙台市にて開催され、当青年部会から3名が出席しました。

第6回目となるスプリングカンファレンスは趣向を一変し、東日本大震災から5年「復興」というテーマのもと、全国の役員、各県の部会長以下160名を超える部会員が集まり、被災地の現状視察と勉強会による二部構成により行われました。

- 1 開催日時 平成28年3月4日（金）
- 2 場 所 宮城県仙台市
- 3 出席者数 約160名
- 4 行 程

(1) 視察：仙台近郊の沿岸部 津波被災地（名取市ゆり上地区、慰霊碑、若林区荒浜）
仙台空港よりバス4台に分乗し、全国の正副部会長とともに被災地に足を運び、現地の現状を視察しました。



(2) 勉強会：場所をTKPガーデンシティ仙台勾当台に移し、第2部となる勉強会が開催され、最初に当県青年部会長の高島慶人氏による「災害廃棄物の広域処理業務を終えて」というテーマのもと、災害廃棄物委託処理の実績報告等が行われました。続いて「震災当時の県内会員の災害廃棄物対応について」というテーマで、東北6県の代表者によるパネルディスカッションが行われました。



また、勉強会終了後には懇親会が開催されました。今回、会場を4つに分けて開催し全国の会員と情報交換及び交流をより一層深めることができました。

全国産業廃棄物連合会青年部協議会 北海道・東北ブロック協議会 第15回総会

平成28年6月24日（金）、北海道・東北ブロック協議会第15回総会が北海道札幌市にて開催され、当青年部会から5名が出席しました。

- 1 開催日時 平成28年6月24日（金）
- 2 場 所 センチュリーロイヤルホテル
- 3 出席者数 70名（来賓含む）
- 4 議 案
第1号議案 平成27年度事業報告
及び収支決算報告及び監査報告
第2号議案 平成28年度事業計画（案）
及び収支予算（案）
第3号議案 役員補選に関する件
第4号議案 その他



全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第17回通常総会

平成28年7月1日（金）、大阪市の堂島ホテルにて全国産業廃棄物連合会青年部協議会第17回通常総会が盛大に開催され、秋田県からは高島部会長が出席しました。

- 1 開催日時 平成28年7月1日（金）
- 2 場 所 堂島ホテル
- 3 議 案
第1号議案 平成27年度事業報告承認の件
第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件
平成27年度監査報告
第3号議案 平成28年度事業計画案承認の件
第4号議案 平成28年度収支予算案承認の件



全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第7回カンファレンス

平成28年11月10日（木）、岡山市の岡山プラザホテルにて全国産業廃棄物連合会青年部協議会第7回カンファレンスが開催され、秋田県からは高島部会長が出席しました。

- 1 開催日時 平成28年11月10日（木）
- 2 場 所 岡山プラザホテル
- 3 開催内容 グループディスカッション テーマ「今後全産連青年部に期待すること」
新コミュニケーションサイト「れん楽網」システムの説明

青年部会からのお知らせ

新規入部会員の紹介

氏名	企業名	役職
佐々木 拓郎	合資会社大森産業	代表社員
佐賀 晴樹	株式会社秋田エスエス商運	代表取締役
加茂谷 博文	株式会社ミライト	代表取締役

今後の活動予定

『全国産業廃棄物連合会青年部協議会第10回全国大会』
平成29年3月4日（土）宮城県仙台市 開催

今回は記念事業として仙台市海浜公園蒲生地区で植樹を行い、その後会場を仙台市中心部のホテルに移して交流を図ります。当日は、北海道・東北ブロック青年部が実行委員となって活動しますので、ご理解・ご協力をお願いします。



* 青年部会員を募集しております *

私達青年部会は、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会に加入する会員企業に所属する若い世代の部会員で構成されています。部会員相互の親睦を図り、産業廃棄物の適正処理等に関する知識、技術と教養を高めて次代を担う人材を育成し、協会の発展に寄与することを目的とし、平成21年7月に設立いたしました。

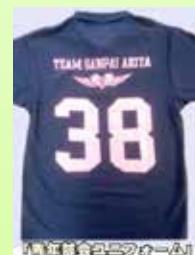
◆主な活動内容

- 会員の知識を深めるために青年部会独自の研修会を開催
- 一般社団法人秋田県産業廃棄物協会の親会が行うイベント等での適正処理の普及啓発活動
- ゴルフコンペや交流会等、会員同士の親睦を深めるための交流イベントの実施
- 次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育活動の実施
- 全国の協会青年部会との情報交換及び交流を図ることを目的とした青年部協議会活動への参加

- ◆対象 協会に所属する企業の概ね50才以下の男女
- ◆年会費 1社につき20,000円
- ◆会員数 48社/56名（平成28年12月31日現在）

*ご入会については、お気軽に協会事務局までお問い合わせください。

☎018-863-7107



協会への入会のおすすめ

－ 循環型社会の構築に資するため 産業廃棄物の適正な処理を目指して －

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにより、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とし、秋田県から認可を受けた一般社団法人です。

会員は、収集運搬や処分業の許可を受けている事業者、排出事業者、再生利用者、協会の目的に賛同する賛助会員で構成されています。

産業廃棄物処理業界が社会の期待に的確に応えていくため、産業廃棄物処理業者、排出事業者、再生利用者等が相互に連携を深め組織として機能することが重要であります。

つきましては、御社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いに活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◎ 会員の種類と入会資格

- 正会員 ア 産業廃棄物処理業者で県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人
イ 産業廃棄物を排出する事業者又は再生利用を行う事業者
ウ 産業廃棄物の適正な処理の推進に貢献している個人、法人又は団体
賛助会員 上記以外の者で、協会の目的に賛同する個人又は団体

◎ 入会金及び会費

【入会金】			10,000円
【年会費】	正会員	収集運搬業	62,000円
		中間処理業	82,000円
		最終処分業	106,000円
		排出事業者等	60,000円
	賛助会員		60,000円

◎ 入会方法

入会を希望される場合は、加入申込書、産業廃棄物処理業許可証（写し）等を提出していただくことになっておりますので、協会事務局までご連絡下さい。

◎ 入会のメリット

- ★ 廃棄物処理法の改正など産業廃棄物に関する最新情報の取得と提供
- ★ 行政機関が主催する協議会への参画等による行政情報の取得と提供
- ★ 会員研修会、実務者研修会、優良事業所視察研修等への参加
- ★ クリーンアップ活動、環境教育・環境イベントなど社会貢献活動への参加
- ★ 全国産業廃棄物連合会講師を務める職員等による産業廃棄物に関する相談、助言
- ★ 排出事業者等からの産業廃棄物処理業者の紹介依頼に対して会員を紹介
- ★ 会員間の親睦、交流等による情報交換 等々



一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会

事務局 〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号 東カンビル3F
TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977
ホームページ <http://www.akita-sanpai.or.jp>
E-mail toiawase@akita-sanpai.or.jp

新規入会会員と会員数について

平成28年度に新たに当協会に入会された会員は5社（正会員5（収集運搬4 中間処理1））、退会された会員は2社（正会員2（収集運搬2））でありました。

【平成28年度入会会員】

会員区分	会社名	役職・氏名	所在地（電話）
正会員 (中間処理)	株式会社 今野興業	代表取締役 今野 良孝	能代市浅内字成合 20 番地 8 TEL 0185-55-0506
正会員 (収集運搬)	株式会社 アドバンス環境	代表取締役 土谷 久男	横手市八幡字八幡 107 TEL 0182-23-6034
正会員 (収集運搬)	合資会社 大森産業	代表社員 佐々木 拓郎	横手市大森町字大中島 308-2 TEL 0182-26-3173
正会員 (収集運搬)	株式会社 秋田エスエス商運	代表取締役 佐賀 晴樹	秋田市仁井田目長田 3 丁目 5-2 TEL 018-839-5471
正会員 (収集運搬)	株式会社 ミライト	代表取締役 加茂谷 博文	秋田市下北手松崎字家ノ前 204-1 TEL 0182-23-6034

【会員数（平成28年度）】

会員の区分		新規加入者	退会者	会員数合計
正 会 員	収集運搬	4	2	103
	中間処理	1	0	73
	最終処分	0	0	10
賛助会員		0	0	3
合 計		5	2	189

(H28.12.31 現在)

会員の皆様へお願い

代表者・許可範囲・許可品目・住所・電話番号等に変更がありました場合は、速やかに協会事務局へご連絡をお願いします。

連絡を受け次第、協会ホームページ等の会員名簿を変更させていただきます。

メール toiawase@akita-sanpai.or.jp

TEL 018-863-7107 FAX 018-863-6977

協会ホームページについて

協会ホームページを平成27年7月21日にリニューアルし、協会の概要、会員名簿のほか、産業廃棄物に関する関係機関からのお知らせ、許可申請講習会に関する情報、クリーンアップや環境教育などの協会の社会貢献活動などを、会員のみならず一般の方にも迅速に情報発信しております。

また、会員専用ページでは、全産連が毎月発行している「てき丸君News」を掲載しているほか、協会行事などを「事務局のつぶやき」で随時更新し、会員限定で閲覧していただいております。(会員専用ページの閲覧はパスワードが必要です。忘れた方は事務局へお尋ねください。)

2016年のアクセス件数は、15,000件を超え、そのうち半数が関東圏からのアクセスとなっております。閲覧ページはトップページを除き、会員名簿、講習会・研修会、manifestoの順となっております。

インターネットで

秋田県産業廃棄物協会

検索



会員の皆様へお願い

協会ホームページの会員名簿から、各会員企業のホームページへリンクできるようとなっております。リンク可能な会員は、協会事務局にご連絡ください。

バイオハザードマークの購入について

当協会では「感染性産業廃棄物マーク」であるバイオハザードマーク（ステッカー）の販売を行っております。

医療廃棄物を扱う場合に「感染性廃棄物」であることを識別できるようにするために、バイオハザードマークの使用が望ましいことを環境省が示しており、扱う形状によって3種類の分類があります。

- 赤：液状、泥状のもの（血液等）
- 黄：鋭利なもの（注射針等）
- 橙：固形物（血液が付着したガーゼ等）



価格は、それぞれ1箱1,000枚入りで9,260円（税込み）です。

お申込みは、次の申込書をコピーして必要事項をご記入後ファックスしてください。ご注文品と一緒に請求書をお送りいたしますので、所定の口座まで代金をお振込みください。

バイオハザードマーク購入申込書

お申込日 年 月 日

種別・価格	販売単位	ご注文の箱数
赤（液状・泥状のもの） ¥9,260- (税込)	1箱（1,000枚入り）	（ ）箱
黄（鋭利なもの） ¥9,260- (税込)	1箱（1,000枚入り）	（ ）箱
橙（固形物） ¥9,260- (税込)	1箱（1,000枚入り）	（ ）箱
会社名		
代表者名		
送付先住所		
電話番号		
FAX 番号		
担当者名		
備 考		

（一社）秋田県産業廃棄物協会 FAX：018-863-6977まで

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入について

マニフェストの種類

当協会で行き扱うマニフェストは次の3種類です。

- 【1】 産業廃棄物管理票【直行用】(7枚複写) 発行元:公益社団法人全国産業廃棄物連合会
…産業廃棄物が直接処分業者に運搬される場合。
- 【2】 産業廃棄物管理票【積替用】(8枚複写) 発行元:公益社団法人全国産業廃棄物連合会
…産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに積替(区間委託)が行われる場合。
- 【3】 建設系廃棄物マニフェスト (7枚複写) 発行元:建設六団体副産物対策協議会
…建設工事等で排出される廃棄物に対応。

マニフェストの価格

■単票(手書き用)

■連続票(プリンター印字用)

1セット 100部入 2,500円(消費税込み)

1セット 500部入 12,500円(消費税込み)

マニフェストの購入方法

■協会窓口購入の場合

当協会窓口にて現金払いによりお買い求めいただけます。

「マニフェスト購入申込書」に予め記入し、持参していただくと引き渡しスムーズです。

■発送を希望する場合

マニフェスト代金は郵便振込による先払いとなります。

郵便口座へのマニフェスト代金の振込は、郵便局窓口備え付けの払込取扱票(青色)に下記の事項を記入し行って下さい。(振込手数料は購入者負担)

お振込みが済みしだい、「マニフェスト購入申込書」に「払込受領証」を貼付し、午後4時までにファックスにて当協会事務局あて送信下さい。FAX:018-863-6977

入金確認後、宅配便にて発送(送料は着払い)致します。

※平成29年1月から、マニフェスト配送料が次のとおり改定されました。

【第一貨物 配送料】改定前 351円 → 改定後 378円

(なお、ヤマト運輸 配送料 324円に変更はございません。)

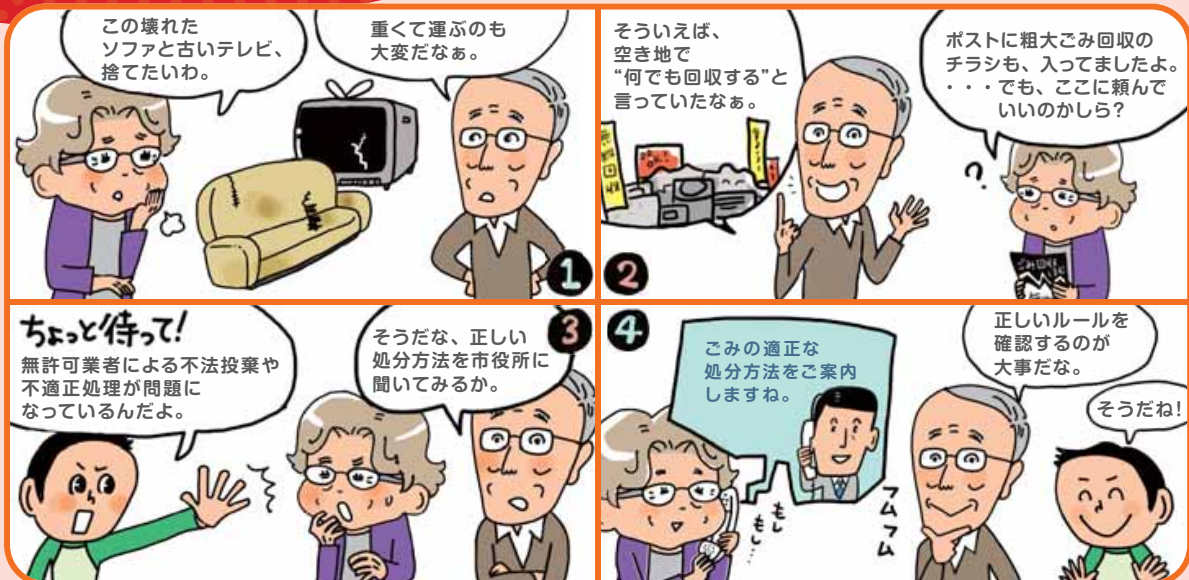
《 代金振込先及び記入内容 》

口座番号	02540-3-9675
名 義	一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
金 額 欄	マニフェスト代金(税込み)×必要個数
通 信 欄	マニフェストの種類と必要個数をご記入下さい。
ご依頼人欄	住所、会社名、代表者名、電話番号

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

適正な
処理が確認
できません。

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。



廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



① 無許可の回収業者にはこのような例があります。

ご家庭の廃棄物は、お住まいの市区町村が案内するルールで処分してください。



どうして
利用しては
いけないのかな?

不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています！



不法投棄

無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。



不適正処理

環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。



不適正な管理による火災

廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

廃棄物を無許可の回収業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できないんだよ。



このようなチラシやインターネット広告の宣伝文句にだまされてはいけません。



- ◆ ご家庭の廃棄物を回収するには、市区町村の「**一般廃棄物処理業許可**」や委託が必要です。**産業廃棄物処理業**の許可や古物商の許可では回収できません。産業廃棄物処理業の許可は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品などの売買を行うための許可です。
- ◆ 高額な処理料金を請求された事例もあります。
- ◆ 廃家電や粗大ごみなどの廃棄物は、お住まいの市区町村が案内するルールで処分してください。



環境省 不用品回収 [検索](#)

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、お買い求め先の家電小売店などへ。

これらの家電は、これまでどおり「家電リサイクル法」に基づき家電小売店などにより引き取られます。詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。



テレビ



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

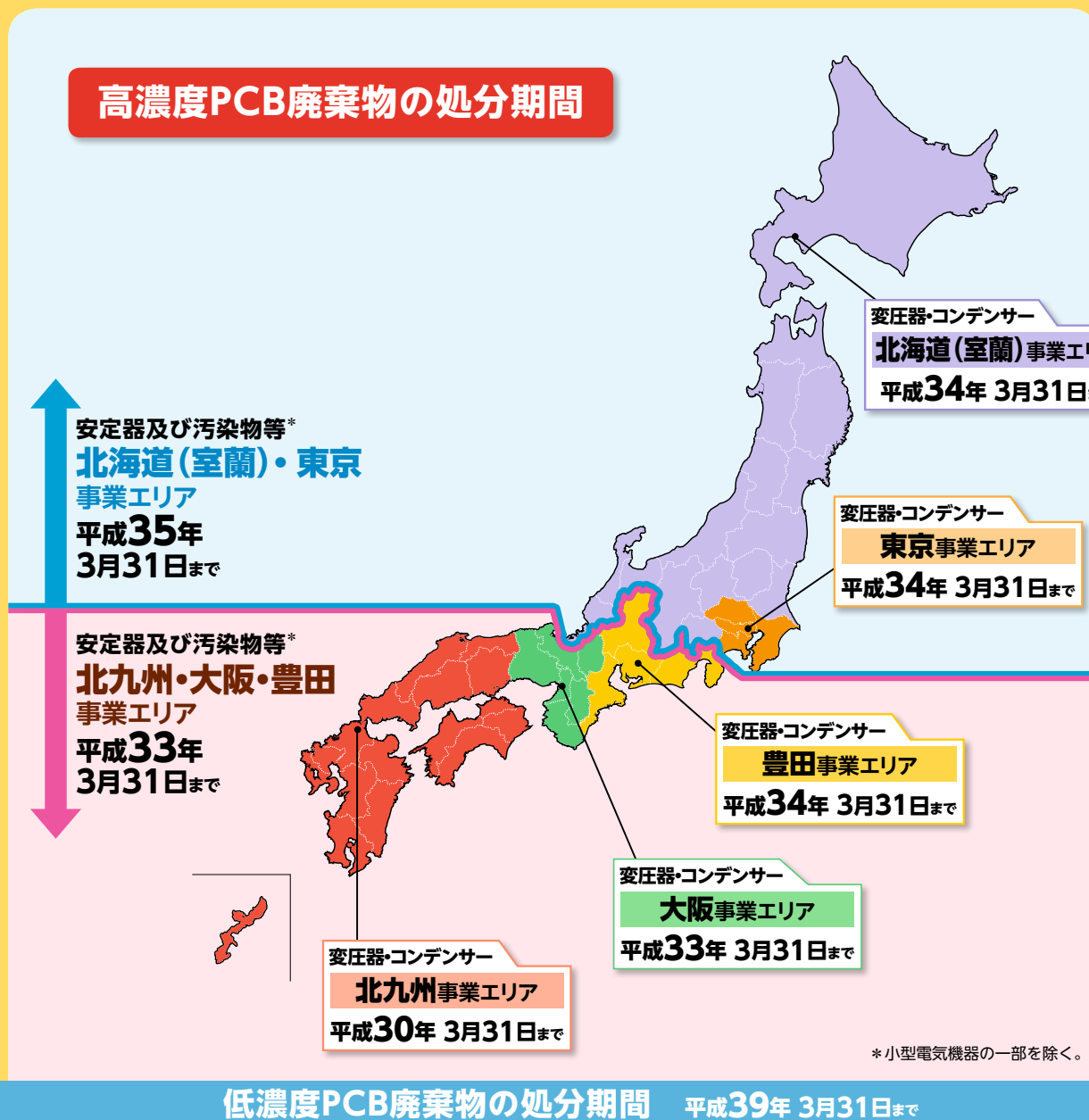


間違えないようにしようね。

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2016年 10月版



1

PCBとはどんなものですか？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

PCBの毒性

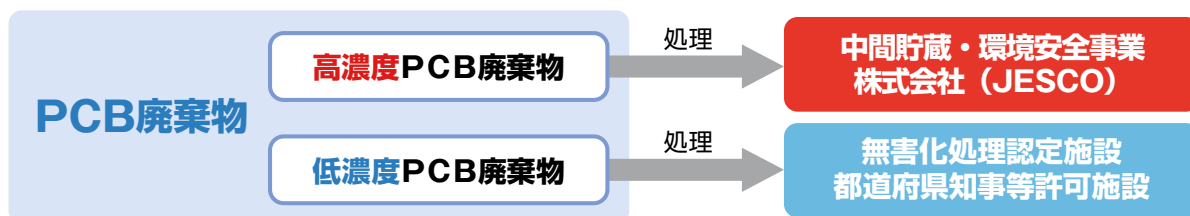
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5%（=5000ppm）を超えるものとなります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

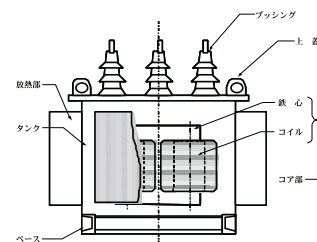


高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

高圧変圧器

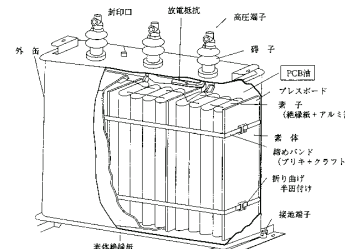
変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3：2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

高圧コンデンサー

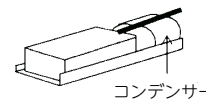
コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5%（=5000ppm）以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量PCB汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されています。（平成28年3月31日時点）

PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度PCBかどうかの判別方法

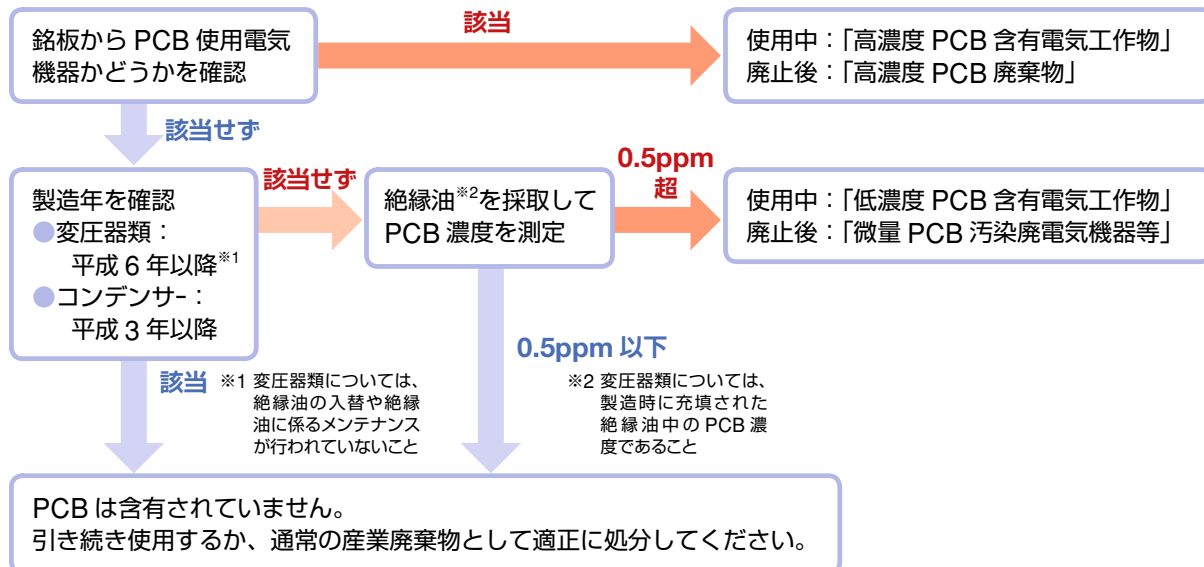
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので**全数調査**を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので**昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物**で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

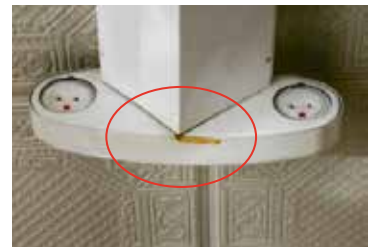
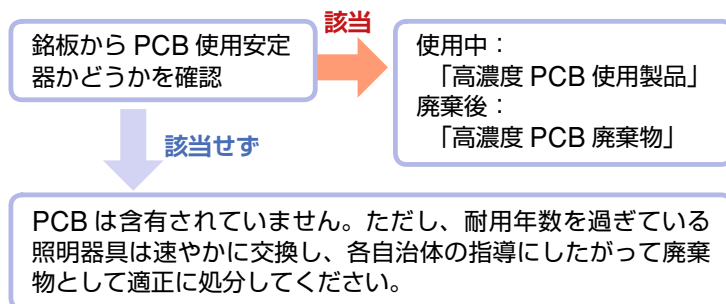
なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyopcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合があります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器から PCB 油が漏れ出した例

銘板の取り付け例



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」が示されています。以下のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method_v2.pdf

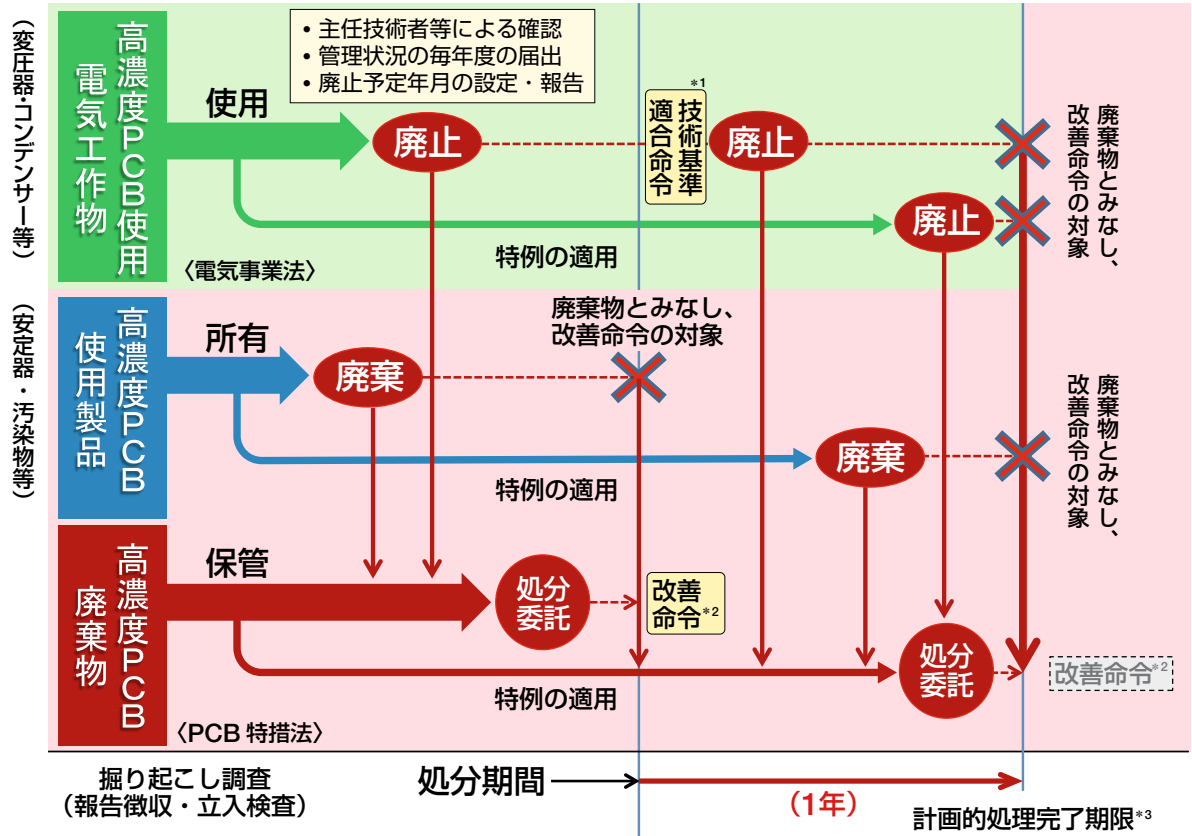
2

高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません
使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



高濃度 PCB 廃棄物等の処分までの流れ

(* 1) 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。
 (* 2) 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。
 (* 3) 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、PCB 特措法に基づき、確実に特例処分期限日までに JESCO に処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市（以下、「都道府県市」という。）の長に届け出る必要があります。
 使用中の高濃度 PCB 使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 (2018年) 3月31日まで	平成31年 (2019年) 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年 (2022年) 3月31日まで	平成35年 (2023年) 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB 廃棄物 (安定器、 汚染物等、3kg未滿の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	平成35年 (2023年) 3月31日まで	平成36年 (2024年) 3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB 廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。) 詳しくはJESCO登録担当 (03-5765-1935) までお問い合わせください。

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO 中小軽減担当 (0120-808-534) にお問い合わせください。

3

低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **平成39年(2027年)3月31日まで**

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「**課電自然循環洗浄法**」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150331004/20150331004.html>

4

よくある質問

Q 建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？

A 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

Q PCB 廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB 廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

A PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB 廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

Q 使用中の電気工作物に PCB が含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB 含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度 PCB 使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB 含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度 PCB 含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

Q PCB 含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB 特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度 PCB 廃棄物である場合は JESCO に処分委託し、低濃度 PCB 廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

Q 電路から外した PCB 含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一度外した PCB 含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損して PCB が漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出して PCB を分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、その PCB の使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合は PCB 使用安定器として適切に取り扱い、JESCO に処分委託するようにしてください。

Q 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度 PCB 廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度 PCB 廃棄物を確実にかつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

5

PCB廃棄物等の処分等に係る 手続きについて

使用中のPCB含有電気工作物に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る 事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所(法人は事業場の名称 又は所在地)又は電気工作物に係る事項
管理状況(廃止予定年月)に変更が あった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年 月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止する ことが明らかであることを証する書類として、処分委託 することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、 廃止年月日、廃止理由(譲渡し、課電洗浄による廃止 も含む)
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新た に保管することとなった当該電気工作物及び新たに処 分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等 届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物(高濃度 含む)含む)	地位の承継(相続、合併又は分割)の事実、承継の事 実を証する書面

※電気事業法上に届出様式については、http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf

PCB廃棄物の保管及び処分に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
保管する場合 (新たに判明した場合)	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及 び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
保管場所を省令で定める同一区域内 で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を 変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理 由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係 る事項 前年度分の処分の manifests のD票若しくはE票の 写し
処分期間の特例を適用する場合、届出 情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処 分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類 の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃 棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に係る事項、承継年月日、原因及び それを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に 係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html> をご参照ください。

協会からのお知らせ

* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書(電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

をご参照ください。

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書(特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書(特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書、同届出事項の変更届出書(特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書 (特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書 (特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

編集後記

昨年10月から研修広報委員会の委員長を務めております男鹿清掃興業の靄山一人です。

2016年は、会社にとっても、私にとっても、あつという間の一年でした。

そんな中、会社においての一番の変化は、マイナンバー制度の導入でした。この制度については、私なりに勉強しましたが、最後は、世の中の流れに従ったというのが本音であります。最近、個人情報とかセキュリティとか、過重労働といった職場（会社）環境の課題が世間を騒がせており、いずれは我が社も直面すると思いますが、今のところ、社員とのコミュニケーションをとって、やるべきことを淡々と進めるといったところです。

個人的なところでは、リオオリンピック・パラリンピックの日本選手の活躍に心踊らされ、特に、リオで新種目になったゴルフの中継を楽しませていただきました。残念ながらゴルフのメダル獲得はなかったですが、日本の獲得した41個のメダルに隠された道程を思うと、4年後の東京大会は、是非、会場に足を運びたいと思っております。

さて、今年の会報「ばつきゃ」は、昨年と同じように「クリーンアップ活動」「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」「青年部会の環境教育活動」に多くの紙面を使い、協会の社会貢献活動を広くPRすることを意識して作成しました。いろいろな場面で青年部会員の活躍が出てきおり、青年部会OBとしても嬉しく思っております。

今年も、1月の研修会をはじめ、随時、研修・広報委員会活動を行って、協会会員のレベルアップを図って行きたいと考えておりますので、会員の皆様におかれましても、「健康」に留意され、各種事業への積極的な参加をお願いいたします。

☆☆☆ 研修・広報委員会 委員長 靄山一人 ☆☆☆

2016年の新聞スクラップを見ております。

1年間で約200ページが綴られておりますが、そのうち半分が食品廃棄物の不適正転売事件に関する記事でした。

そんな中であって、協会会員に関する記事も20枚ほど見つけました。リサイクル技術、産業廃棄物循環利用施設、クリーンアップ関係の記事など、喜ばしい記事ばかりで、スキャンダルとなる記事が1件もなかったのは一安心です。

廃棄物関係に関する記事は、意外と簡単に見つけることができますが、それ以外のもので、芸術文化やスポーツに関する記事で、協会会員の会社名や氏名を見つけると、本当にうれしくなり、“ほんわか”します。

本人の了解を得ていないので本誌には書けませんが、意外な人が意外なところで活躍しているのを見つけると、皆さんにもお知らせしたくなります。

ということで、今年は“ほんわか”記事を見つければ、協会ホームページの会員専用ページ「事務局つぶやき」に載せたいと思いますので、みなさん時々チェックしてください。

今年も、一年よろしく申し上げます。

☆☆☆ 事務局長のひとこと ☆☆☆

産業廃棄物運搬のご用命は、
環境配慮と適正収集運搬
安全運行の緑ナンバー許可事業所へ

貨物自動車運送業・産業廃棄物収集運搬業
土木工事一式・とび土工工事業



 有限 高 島 興 業
会 社

〒010-1622 秋田市新屋日吉町17-20
TEL 018-828-1350 FAX 018-828-1376

社会のニーズに対応し 都市空間を活用する

株式 田 村 建 設
会 社

 AMURA

解 体 事 業 部
K O N O 産 廃 事 業 部

14001:2004
ISO 9001:2008
登録番号：QS-3146/ES-521

事業所
秋田市上北手古野字深田沢41
TEL (018) 839-3561 (代表)
FAX (018) 839-3560

URL <http://tamurakk.co.jp/>
E-mail akita@tamurakk.co.jp

～自然を大切に～



山岡工業株式会社

代表取締役 山岡 緑三郎

私たちは、新時代のリーディングカンパニーを目指して、いつも地球の環境を見つめています。

- 下水道処理施設維持管理
- 清掃・TVカメラ調査・補修工事
- 下水道管渠更生工事
- 下水道処理施設機能強化工事



本 社 / 〒010-1415 秋田市御所野湯本2丁目1番5号
TEL 018-826-1616 FAX 018-826-1565
営業所 / 横手市・由利本荘市・北秋田市



当社は、地球環境保全及び汚染の予防に積極的に取り組み、“地域の豊かな自然と住みやすい街づくり”をモットーに企業活動を展開して参ります。

限りある資源を有効利用し、
私たちの未来を守ります。

株式会社 **木村土木**
クリーンセンター

土木工事

解体
工事

産業廃棄物
処理業

〒014-0065 大仙市下深井字板口端31番地 電話(0187)63-6344 電話(0187)63-6669

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 計量証明（濃度・騒音・振動） | <input type="checkbox"/> 放射能検査・測定・分析 |
| <input type="checkbox"/> 建築物環境測定（飲料水・空気） | <input type="checkbox"/> 水道水検査・温泉成分分析 |
| <input type="checkbox"/> 産業廃棄物分析 | <input type="checkbox"/> 室内空气中化学物質【シックハウス症候群】 |
| <input type="checkbox"/> ダイオキシン類等測定・調査 | <input type="checkbox"/> 作業環境測定 |
| <input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法に基づく環境測定 | <input type="checkbox"/> 各種コンサルタント・環境アセスメント |
| <input type="checkbox"/> 地下水流向流速調査 | <input type="checkbox"/> 食品表示法に基づく栄養成分分析 |



美しい環境に信頼と技術で貢献する

株式会社

秋田県分析化学センター

本社 秋田県秋田市八橋字下八橋191-42

TEL 018-862-4930 FAX 018-862-4028

県南営業所

秋田県横手市三本柳字寺田63-6

TEL 0182-35-5690 FAX 0182-35-5691

仙北営業所

秋田県仙北市角館町水ノ目沢99-9

TEL 0187-42-8011 FAX 0187-42-8012

県北営業所

秋田県北秋田市松葉町3-11

TEL 0186-60-1601 FAX 0186-60-1602

仙台営業所

宮城県仙台市青葉区二日町17-17

B R A V I 北四番丁ビル7F

TEL 022-399-8085 FAX 022-399-8086

E-mail : info@akibun.com

URL : http://www.akibun.com/

環境美化に貢献する

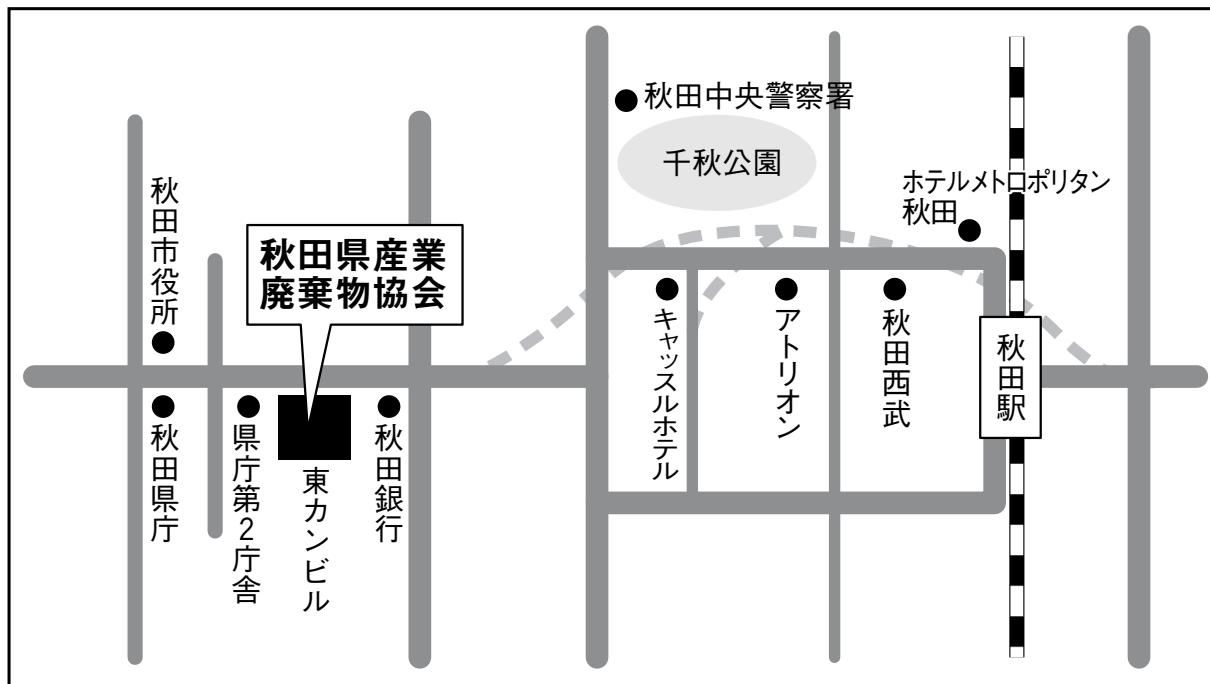
株式会社 羽後環境

代表取締役 後藤 薫

- 産業廃棄物
- 運搬処理
- 処分
- 中間処理
- 解体業
- し尿汲取
- 浄化槽清掃

秋田県横手市雄物川町沼館字高畑439番地
 TEL:0182-22-4191 FAX:0182-22-4192
 産業・一般廃棄物最終処分場
 TEL:0183-62-5583

《 案 内 図 》



一般社団法人 **秋田県産業廃棄物協会**

平成29年1月発行

〒010-0951 秋田市山王三丁目1番7号
東カンビル3F

電話番号 018-863-7107

FAX番号 018-863-6977

e-mail: toiawase@akita-sanpai.or.jp



一般社団法人

秋田県産業廃棄物協会

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3F

TEL 018 (863) 7107

FAX 018 (863) 6977